

令和5年度 第3回 江戸川区熟年しあわせ計画及び 介護保険事業計画検討委員会

令和5年8月28日 午後7時
グリーンパレス5階「孔雀」

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 生活を支える介護サービス基盤の整備について

(2) 住まいと生活の一体的支援について

4 その他

5 閉 会

(配付資料)

資料1 生活を支える介護サービス基盤の整備

資料2 住まいと生活の一体的支援

本日の論点について（第3回）

【課題】

住み慣れた地域でいつまでも安心・安全に暮らしていくために・・・

（１） 介護サービス基盤の整備について

- 人口推計や各施設の状況、区民のニーズ等を踏まえ、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備をどのように進めるべきか。
- 高齢者の在宅生活の継続に必要な小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のさらなる整備、普及のための具体的な方策は何か。

（２） 高齢者の住まいと生活の一体的支援について

- 単身高齢者の増加が見込まれる中、住まい、生活の一体的な支援について、どのように充実させるべきか。

目次

- 1 区の現状
- 2 高齢者施設等の整備について
- 3 地域密着型サービスの整備について

1 江戸川区の現状

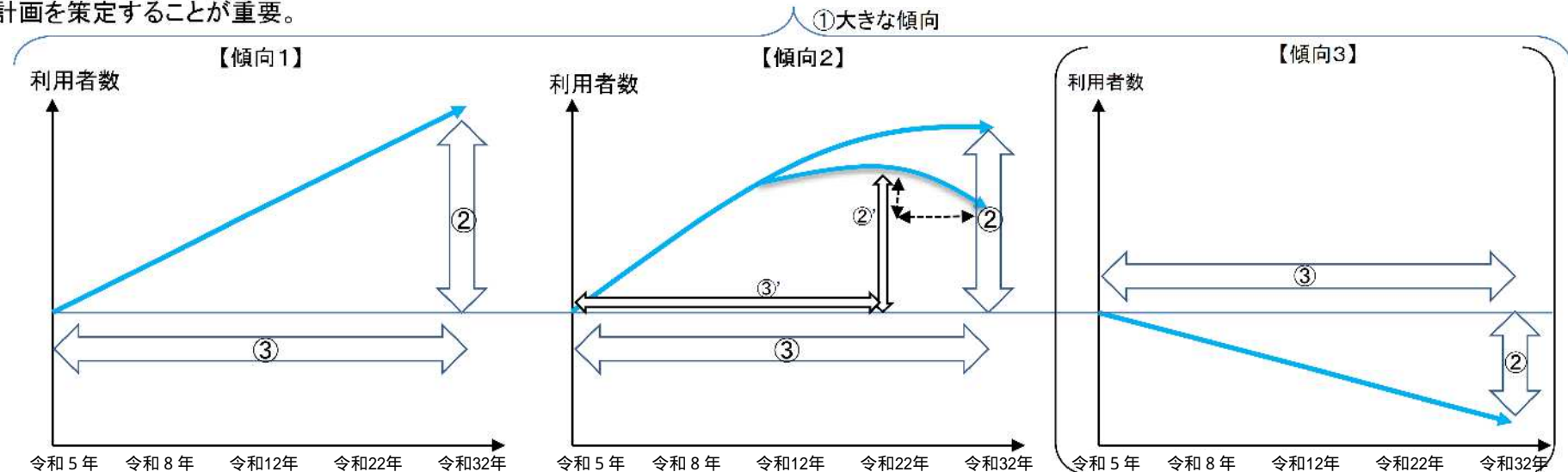
生活を支える介護サービス基盤の整備

中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス基盤の整備について

○ 第9期計画においては、中長期的な人口動態等を踏まえたサービス需要の見込みや生産年齢人口の動向を踏まえ、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要。

<参考> 地域における中長期的なサービス需要の傾向に応じた整備の考え方(例)

◆ 中長期的なサービス需要を踏まえ、①サービス基盤の大きな傾向を把握し、その上で②サービス整備の絶対量、③期間(角度②/③)を勘案して第9期計画を策定することが重要。



【サービス需要が増加し続ける地域】

(例) 特養など施設の整備に加え、高齢者向けの住まいも含めた基盤整備、在宅生活を支える地域密着型サービス(小規模多機能・GH・既存資源を活用した複合型サービス等)の充実など、地域の資源を効率的に活用しつつ、整備することが重要。

【サービス需要のピークアウトが見込まれる地域】

(例) サービス需要のピークアウトを見据えた在宅生活を支える地域密着型サービスの整備、将来的な機能転換や多機能化を見据えた施設の整備など、地域の実情に応じた対応の検討が重要。

【サービス需要が減少する地域】

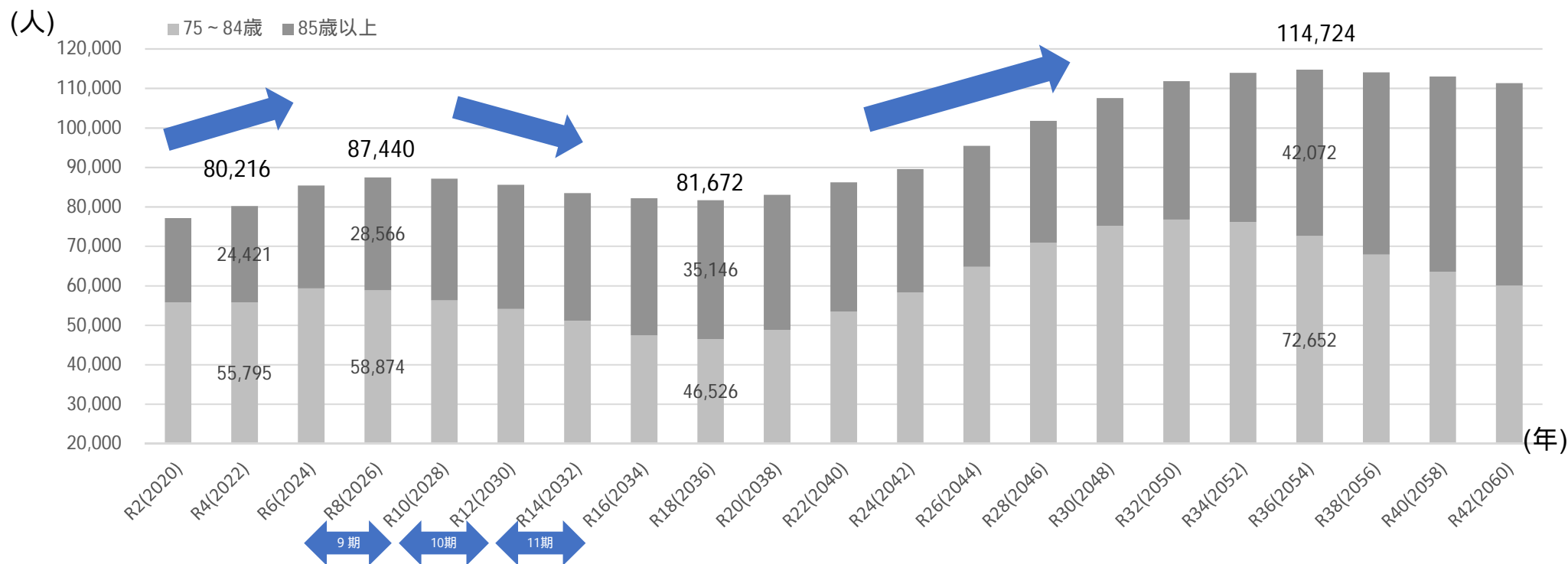
(例) 介護人材の有効活用の観点から、既存事業所の包括報酬型サービスへの転換、既存施設の多機能化、共生型サービスの活用など地域の実情に応じた対応の検討が重要。

厚生労働省「第106回社会保障審議会介護保険部会(令和5年2月27日)」資料から引用し、加工

生活を支える介護サービス基盤の整備

75歳以上の人口の推移・推計

- ・介護が必要となる可能性が高い75歳以上人口は、令和8年まで増加、令和18年まで減少、令和36年まで増加といった推移をたどる。
- ・介護認定率が50%を超える85歳以上人口も増加していく。



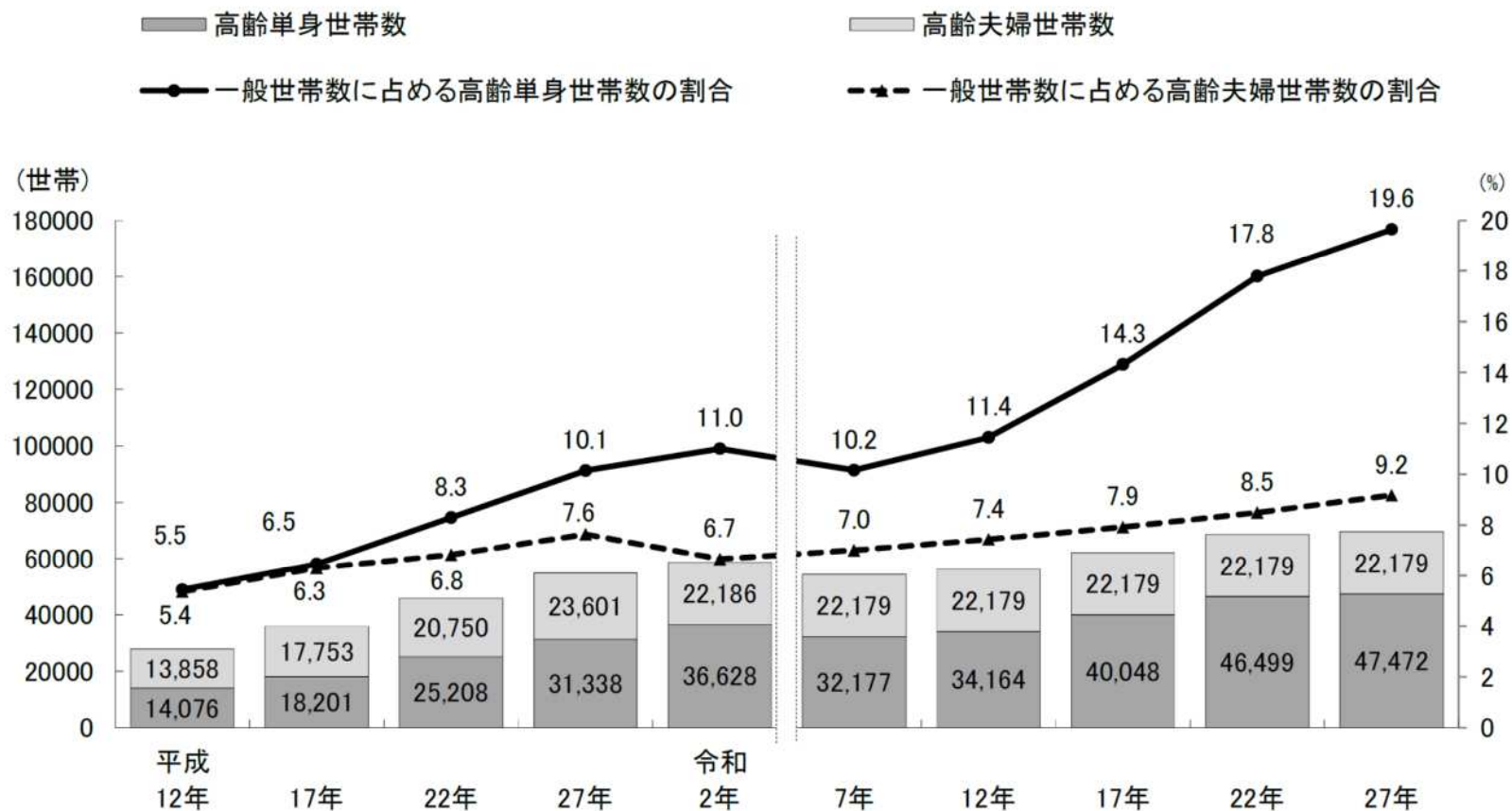
人口は、住民基本台帳（各年度10月1日現在）による。令和6年以降は、コーホート要因法による推計値

75歳以上人口が増加後に減少すること、85歳以上の高齢者層が増加することを念頭に、高齢者の生活を支える介護サービス基盤の整備を検討する必要がある。

生活を支える介護サービス基盤の整備

高齢者の単身世帯・夫婦のみ世帯数の推移

高齢者の単身世帯・夫婦のみ世帯は増加傾向で、団塊の世代ジュニアが65歳となる2040年（令和22年）に、特に高齢単身世帯の割合が急増する。



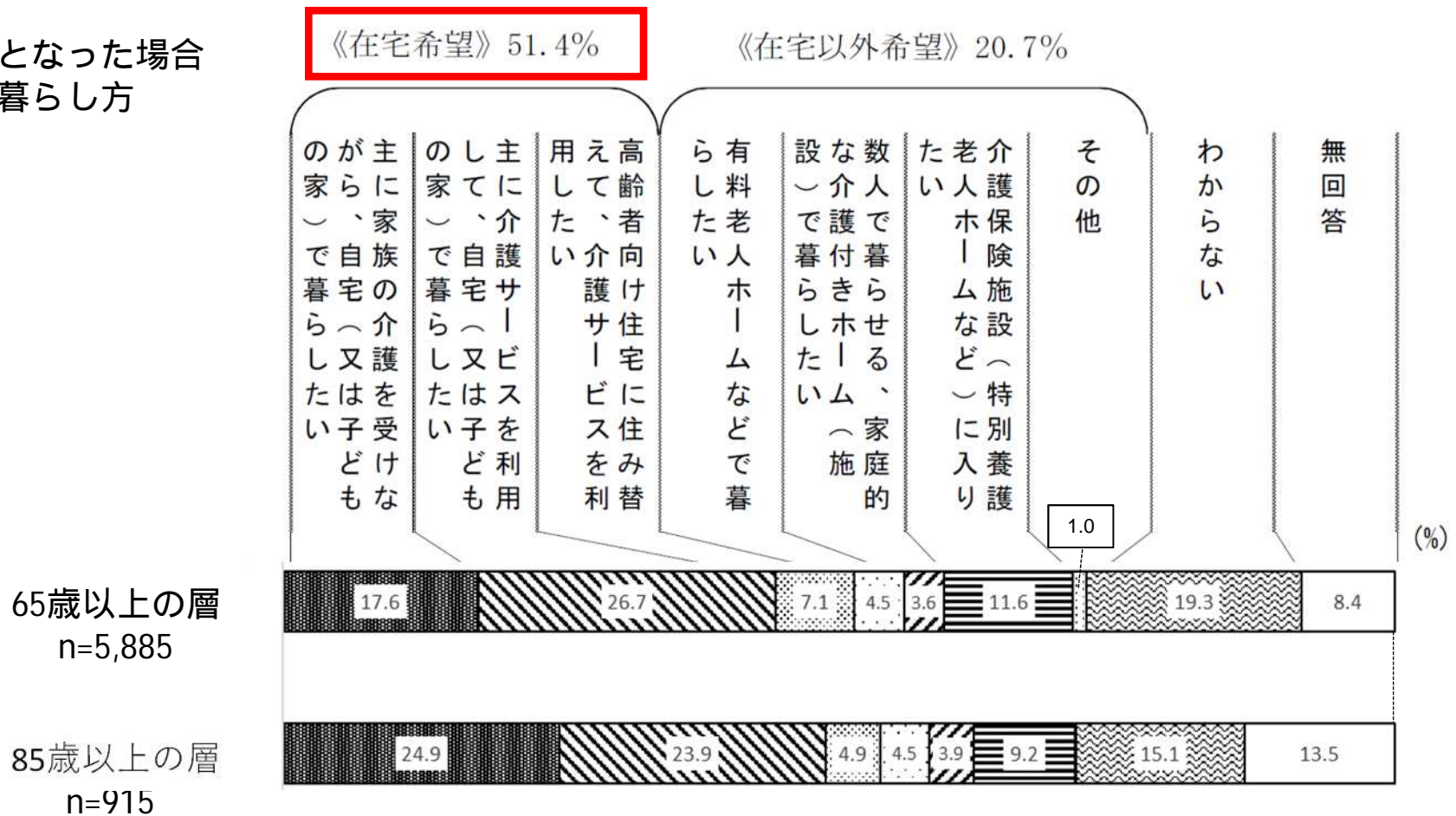
令和2年度国勢調査結果に、本区が同年3月に策定した「施策策定のための人口等基礎分析」の65歳以上人口の推計を加味して算出（第1回検討委員会資料6-1の再掲）

生活を支える介護サービス基盤の整備

高齢者の住まい方のニーズ

- ・ 高齢者の5割以上は、介護が必要となっても「在宅生活」を希望し、85歳以上では更に高くなる（53.7%）。
- ・ 一方で、特別養護老人ホームや有料老人ホームなど、様々な高齢者施設への入所・入居を希望する方もいる。

介護が必要となった場合に希望する暮らし方



熟年者の健康と生きがいに関する調査P91
（85歳以上の層はクロス集計により算出）

生活を支える介護サービス基盤の整備

介護サービス利用を支える介護保険財政の仕組み

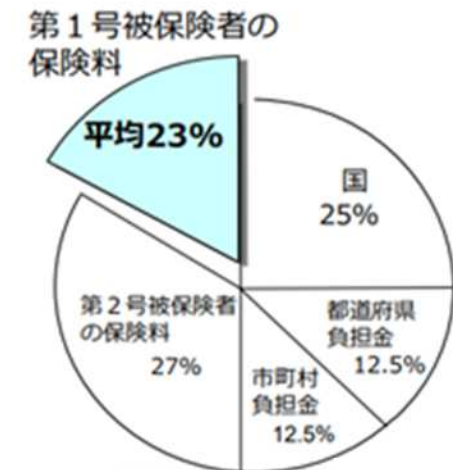
- ・ 要介護や要支援の認定を受けた利用者は、費用の1～3割を自己負担して介護サービスを利用し、残りの額は介護給付費として保険料や公費で賄われている。
- ・ 介護給付費のうち、約23%を第1号被保険者の保険料が負担している。

本区の受給者1人当たりの介護給付費（令和4年度）

	受給者1人当たりの 介護給付月額
施設サービス	平均 301,596円

（参考）要介護3以上の居宅介護サービスは、平均220,606円

介護給付費の内訳

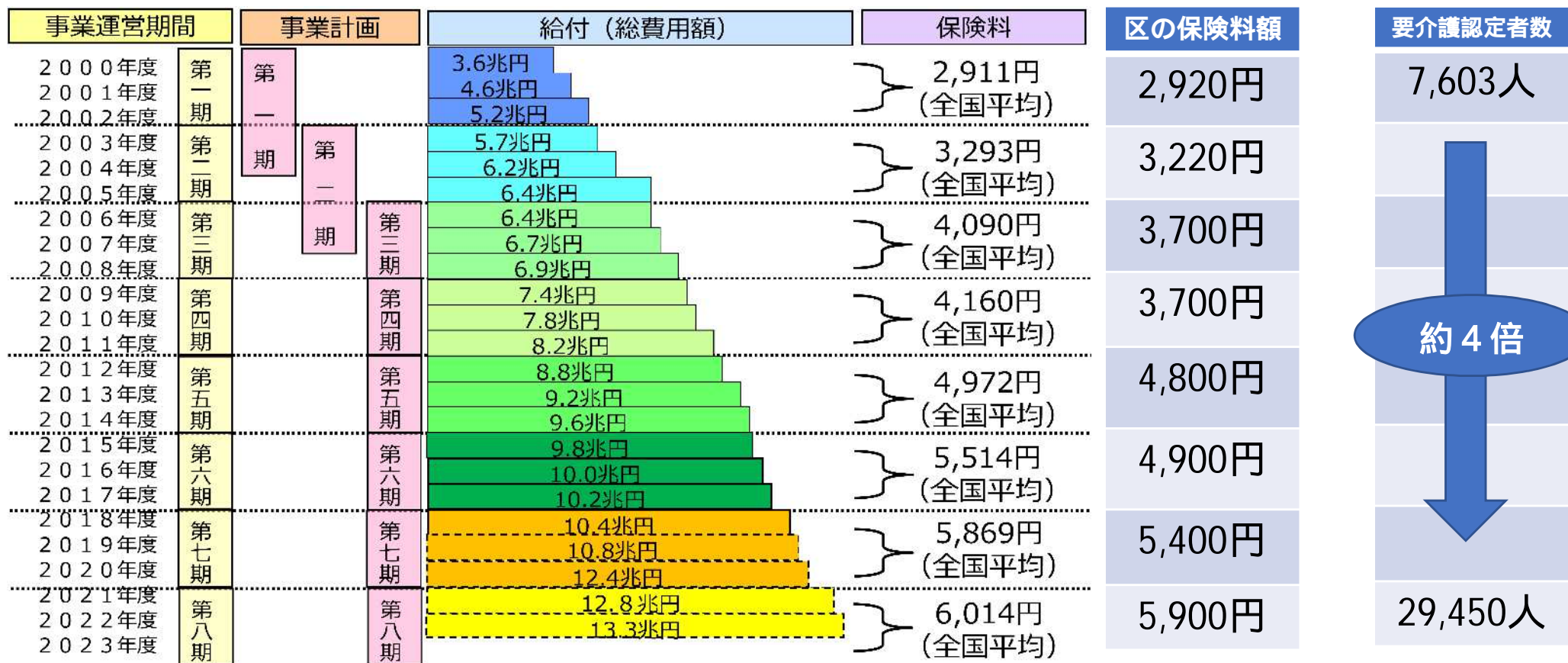


急速な高齢化に伴う介護サービス利用者の増加により介護給付費は増えており、このことが保険料の増加につながっている。

生活を支える介護サービス基盤の整備

サービスと負担のバランス

- ・ 保険料は、3年ごとに事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定している。
- ・ 高齢化の進展により、給付額・保険料は増加している。

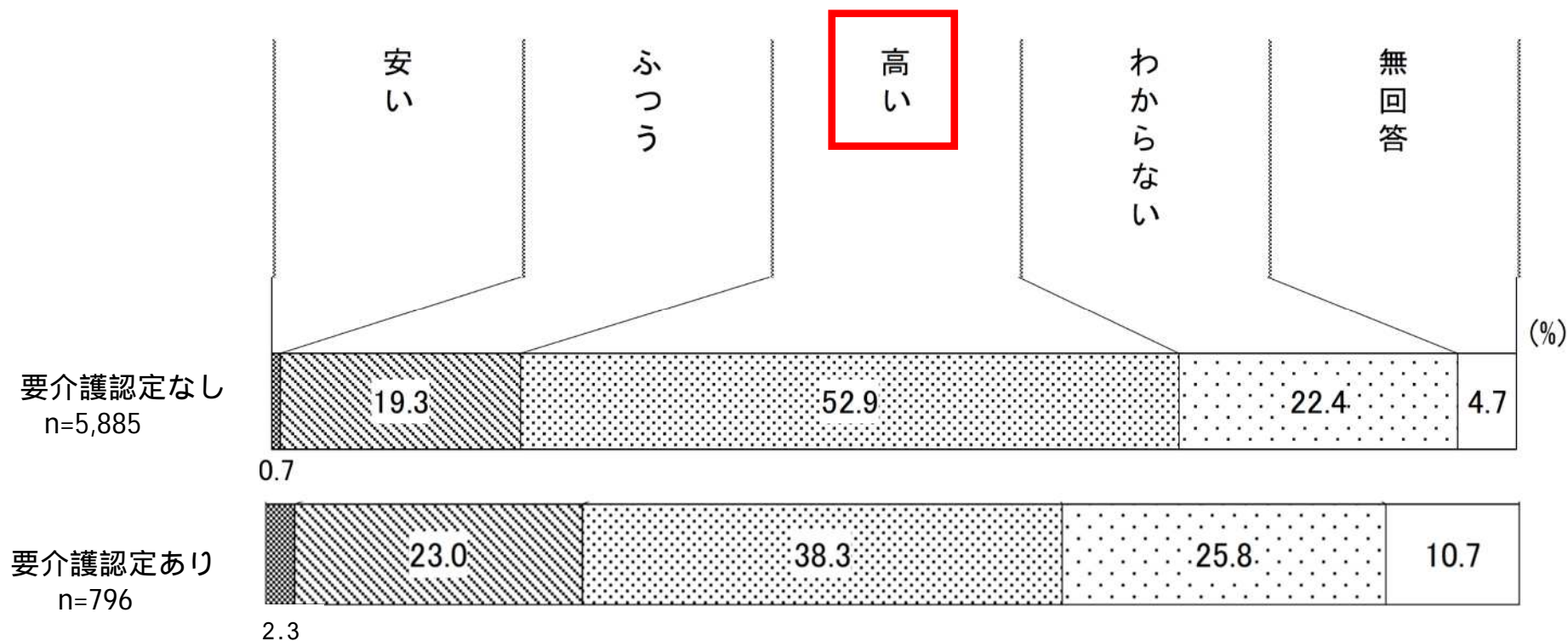


厚生労働省「第105回社会保障審議会介護保険部会（令和4年12月19日）」資料からデータを引用し、加工

生活を支える介護サービス基盤の整備

サービスと負担のバランス

- ・ 要介護認定を受けていない65歳以上の区民に対する調査によれば、5割以上の高齢者は、介護保険料が「高い」と感じている。
- ・ 一方、要介護認定を受けている区民では「高い」と感じる割合は4割弱となっている。

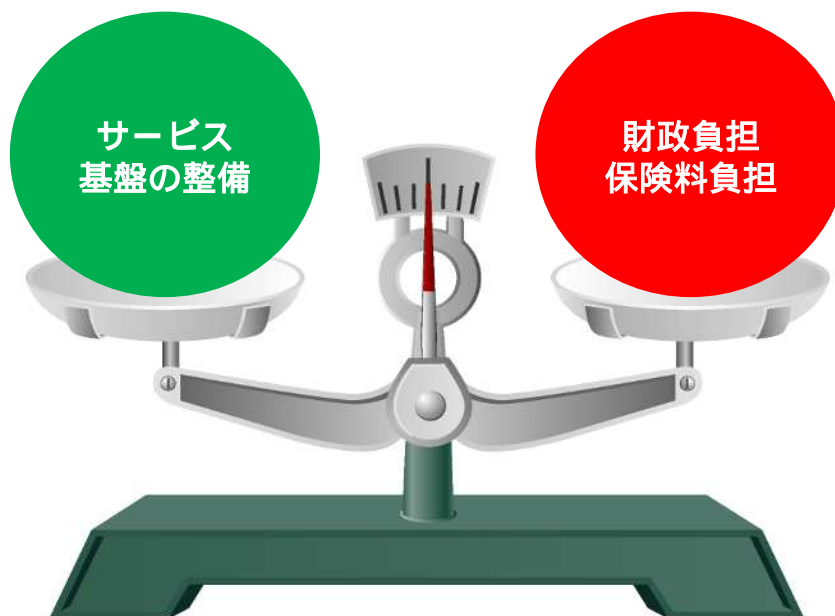


熟年者の健康と生きがいに関する調査P94
介護サービス利用者に関する調査P160

生活を支える介護サービス基盤の整備

(まとめ)

- ・ 区の人口推計や高齢者の住まい方へのニーズを踏まえ、多様な選択を可能とする必要かつ十分な基盤を整備していく必要がある。
- ・ 物価高騰が続く中、被保険者の経済的な負担が過大とならないよう留意しつつ、サービスを必要とする方に給付が行き渡る適切なサービス水準を見極めていく必要がある。



2 高齢者施設等の整備について

生活を支える介護サービス基盤の整備

高齢者の心身の状態変化に応じた主な住まいの選択肢（自宅以外）



生活を支える介護サービス基盤の整備

特別養護老人ホーム

第8期の特養整備計画の考え方

- (1) 75歳以上の被保険者の人口推計を踏まえ、令和8年度までにあと330床程度を整備する。
- (2) 計画的に整備するため、公募により事業者選定を実施する。
- (3) この方針は3年ごとの計画策定時において、75歳以上の被保険数の推移、待機者数の状況等を踏まえ必要に応じて見直す。

(参考) 公募実施スケジュール

No		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
1	東小松川一丁目		20床 増床予定					
2	北小岩一丁目		80床 6月開設予定					
3	南葛西三丁目			115床 6月開設予定				
4	新規整備①		公募 1施設			開設		} 合計 330床程度
5	新規整備②		公募 1施設			開設		
6	新規整備③			公募 1施設		開設		

(熟年しあわせ計画及び第8期介護保険事業計画書P114～P117)

第8期計画中的の特養整備の成果

公募により事業者を募り、下表のとおり施設を整備予定。

施設名	選定日	開設予定日	床数	併設施設
(仮称)タムスさくらの杜 一之江	R3.9.16	R6.4.1	121床	ショートステイ13人 認可保育園71人（医ケア・障害児10名）
(仮称)鹿骨四丁目 特別養護老人ホーム	R4.6.3	R7.4.1	104床	ショートステイ11人 生活介護20人 就労継続支援B型10人
公募手続中				

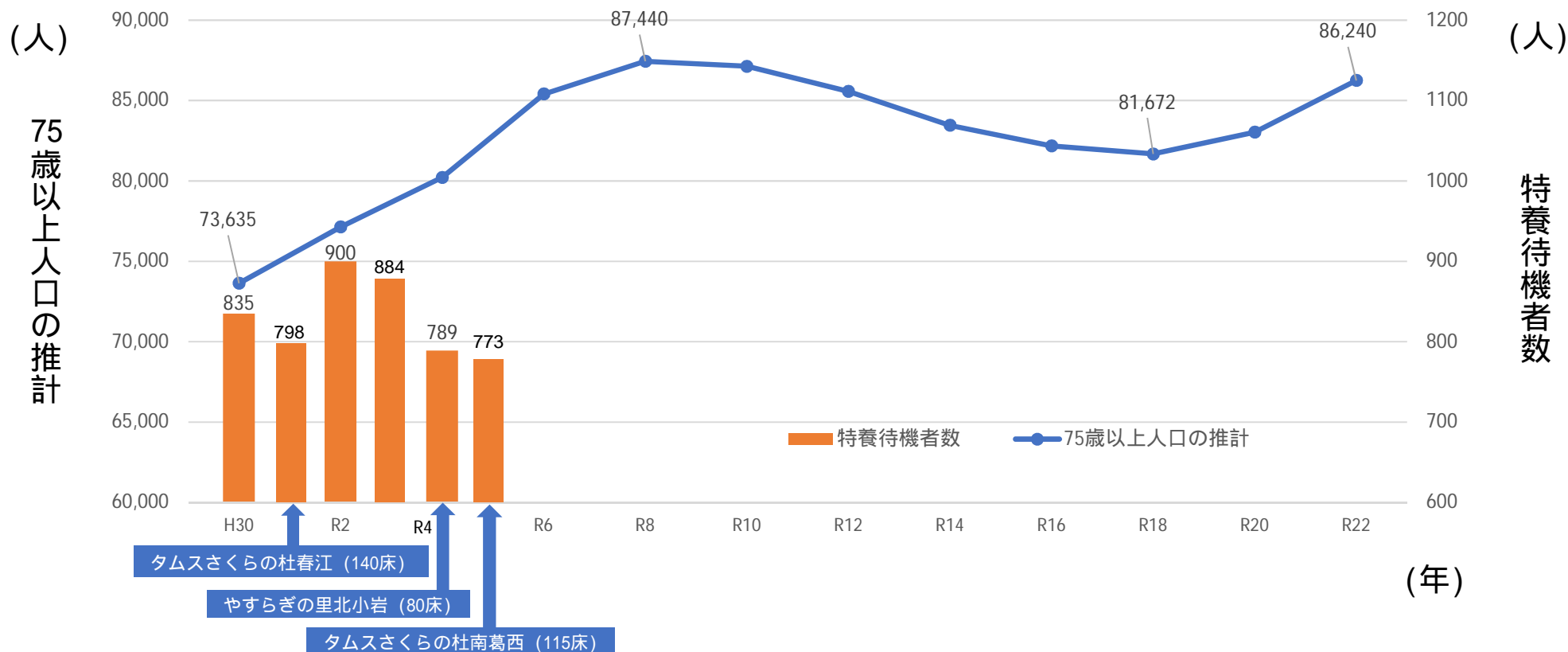
**令和7年度までに「計225床」の特別養護老人ホームを増床する
途が立った。（残り105床程度については、現在公募手続中）**

生活を支える介護サービス基盤の整備

第9期計画策定に向けた検討

(75歳以上の被保険者数の推移と待機者数)

待機者は減ってきているが、75歳以上人口は令和8年頃にピークを迎え、その後、令和18年頃まで減少傾向となっている。



人口は、住民基本台帳（各年度10月1日現在）による。令和5年以降はコーホート要因法による推計値
特養待機者数は、各年度4月1日時点

生活を支える介護サービス基盤の整備

特養需要の考え方

特養待機者のうち、入所の緊急性が高い方

特養待機者 (R5.4.1) 773人

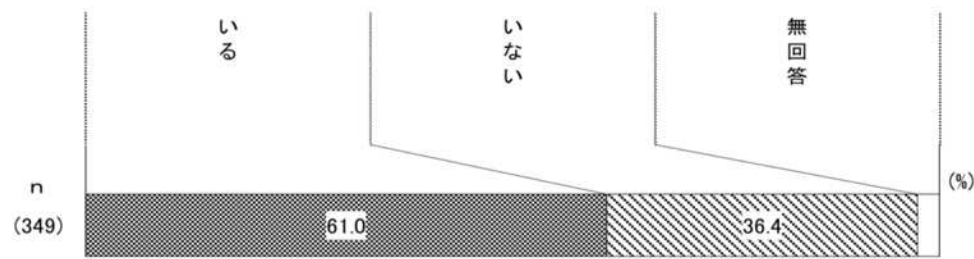
区内居宅介護支援事業所のケアマネジャーの数 (R5.4.1) 460人

担当している利用者に特養への入所が適切な人が「いる」と答えたケアマネジャーの割合

「いる」と回答したケアマネジャー1人あたりが受け持つ「特養入所に緊急性が高い人」

61.0%

0.77人



(介護支援専門員調査P286)²⁶

	※回答者数	該当者数	ケアマネジャー1人あたり平均該当者数 (該当者数/回答者数)
問 24 特別養護老人ホームへの入所が適切と思われる人	210人	557人	2.65人
問 24-1 うち、特別養護老人ホームへの入所に緊急性が高いと思われる人	210人	161人	0.77人

(介護支援専門員調査P286)

特養待機者のうち「入所の緊急性が高い人」(令和5年4月1日時点)

$$460人 \times 61.0\% \times 0.77人 = 216人 (773人の27.9\%)$$

特養需要の考え方

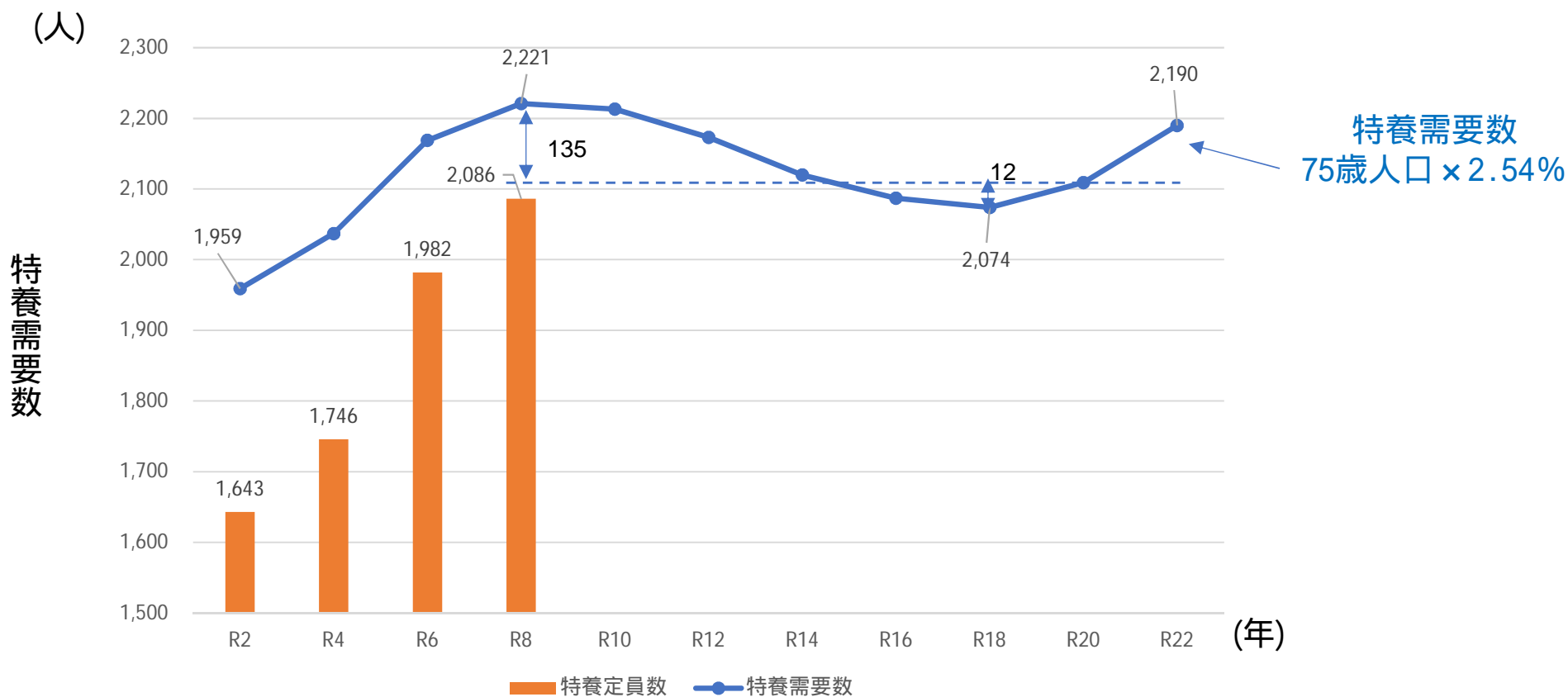
75歳以上人口を基礎とした考え方

- (1) 特養待機者のうち、入所の緊急性が高い人は216人
- (2) 特養定員 + 入所の緊急性の高い人 (定員数はR5.4.1時点)
1,861人 + 216人 = 2,077人
- (3) 2,077人を令和5年4月時点の特養需要と仮定
- (4) 2,077人は、75歳以上人口81,713人の2.54% (住民基本台帳 R5.4.1現在)
- (5) 2024年度以降は、75歳以上の人口の2.54%を特養需要数と想定

生活を支える介護サービス基盤の整備

特養需要数と特養定員

- ・ 特養定員 1,861人 + 225人 (8期公募数 : 一之江 = 121人 + 鹿骨 = 104人) = 2,086人
- ・ 特養需要数のピーク (令和8年) との差は135床不足、ボトム (令和18年) との差は12床超過
- ・ 現在、3回目の公募は手続中



定員数は、各年の4月1日時点

生活を支える介護サービス基盤の整備

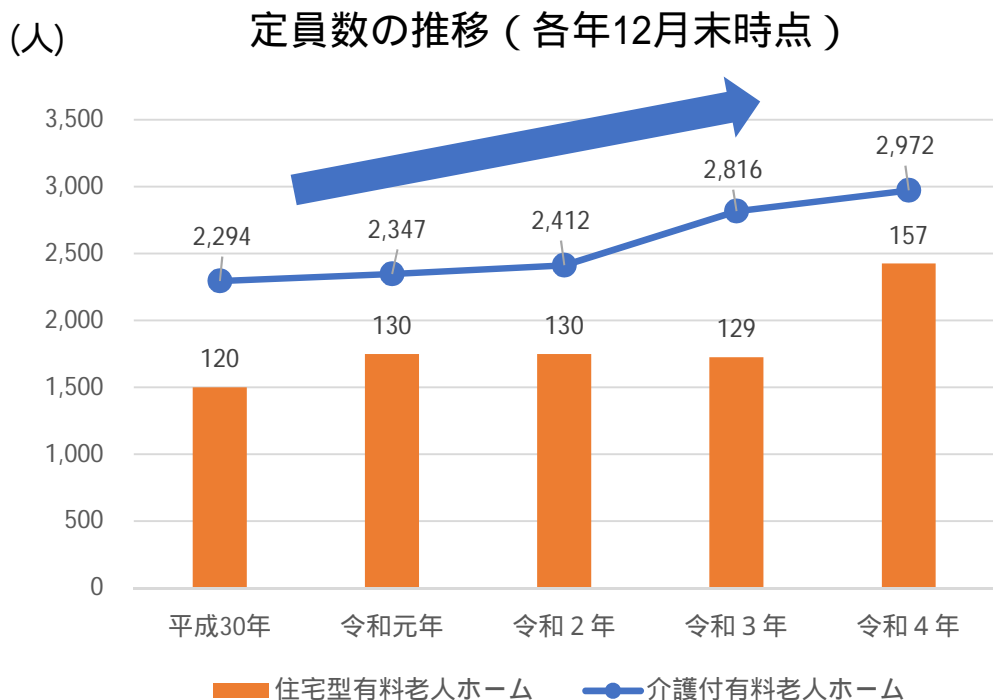
有料老人ホーム

介護付有料老人ホーム

- ・ 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設
- ・ 介護が必要となっても、ホームが提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」を活用しながら、ホームでの生活を継続することが可能

住宅型有料老人ホーム

- ・ 生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設
- ・ 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能



(人) 区内の施設の状況（令和4年12月1日時点）

	介護付	住宅型
入居率	81.8%	77.1%
区民の割合	48.9%	44.6%
要介護3以上の人数	1,216人	107人
要介護3以上の割合	49.7%	88.4%
月利用料平均	約244,000円	-

要介護3以上の人数及び割合は、区民以外を含む。

施設数は年々増加しているが、稼働率は8割前後であり、区民利用率は5割未満となっている。

利用料が高額なこともあり、入居可能な方が限られている。

生活を支える介護サービス基盤の整備

高齢者向け賃貸住宅

施設の概要

	名称	概要	介護サービス
高齢者向け賃貸住宅	サービス付き 高齢者向け住宅	バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービス、生活相談サービス等の付いた住宅として、東京都に登録された住宅。 特定施設入居者生活介護の指定を受けている住宅もある。	外部の介護サービスを利用又はスタッフにより提供
	高齢者向け 優良賃貸住宅	バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービスの付いた住宅として、東京都に供給計画の認定を受けた住宅。	外部の介護サービスを利用

高齢者向け賃貸住宅の整備戸数

区内には、都市再生機構（UR）が管理するものと併せて、現在409戸を供給している。そのうち224戸に対しては、区が家賃補助を実施している。

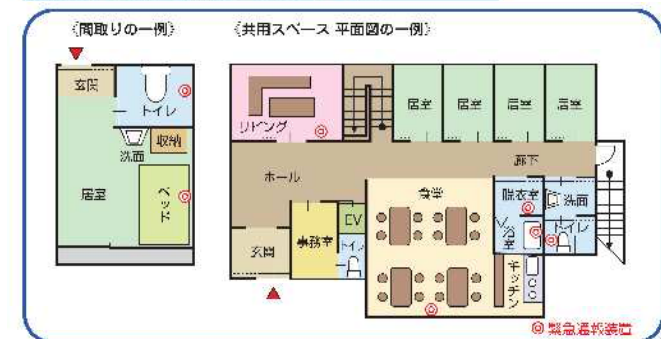
間取りの一例



= 緊急通報装置

マンションやアパートのように、各居室が独立。緊急通報装置が設置され、ケアの専門員が24時間常駐するものや夜間は警備会社に委託するものもある。

居間、食堂、台所等を共同して利用している住宅



= 緊急通報装置

台所、浴室を入居者が共同利用する住宅もある。住居者同士が交流できるスペースや食堂、ゆったりとした浴室を備える住宅など多種多様。

生活を支える介護サービス基盤の整備

都市型軽費老人ホーム

施設の概要

身体機能の低下などにより自立した生活に不安があると認められる60歳以上の方が、低廉な料金で利用できる施設。入居者は、自身の所得に応じて利用料の減額が受けられる。減額後の本人負担額は、月額11万円程度から（家賃・食費・光熱水費込み）となる。

施設の整備状況・待機状況等（令和5年7月現在）

No	施設名	定員(人)	待機者(人)
1	都市型軽費老人ホーム優貴苑	10	2
2	都市型軽費老人ホームタムスさくらの杜 江戸川	10	3
3	中央4丁目ハイム	18	0
4	J O Y なぎさ	10	17
5	都市型軽費老人ホームわとなーる	12	3
6	都市型軽費老人ホームケアハウスわかな	20	3

整備に当たっての課題

施設の規模は5～20人とされている上、自立の方が多く入所するため、平均入居日数が長期間にわたる。低所得者・単身高齢者の受け皿となりえるが、規模が小さく居住期間が長期にわたるため、住居に困る高齢者の受け皿としての効果は限定的。

生活を支える介護サービス基盤の整備

その他の選択肢

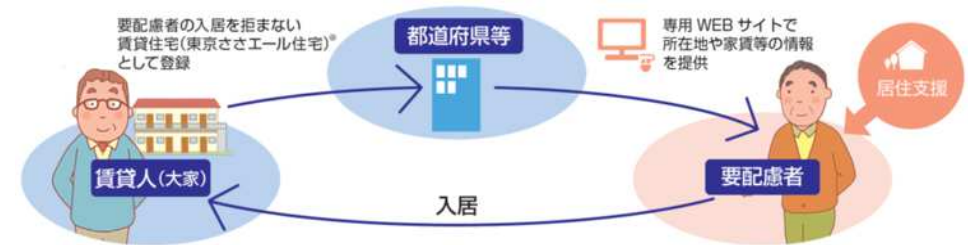
養護老人ホーム

現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が区市町村長の措置によって入所する施設（一部、契約による入所も可能）。区内には、2施設（135戸）設置。

ささエール（東京都セーフティネット住宅）

高齢者・障害者等、住宅の確保に配慮が必要な人のために、民間賃貸住宅を活用して、これらの人の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することが目的。

区内では、156棟1,796戸登録されている。



UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化

高齢化が進行するUR（都市再生機構）の賃貸住宅において、団地を中心に、住み慣れた地域で最期まで住み続けることができる環境を実現するため、区と連携して「地域医療福祉拠点化」に向けた取組を進めている。

現在、区内の団地4棟3,700戸が拠点化に着手している。

シェアハウス

区内の空き家を活用した、仕事の案内や生活上の悩み相談に対応する「仕事付き高齢者住宅フローラ西一之江」が開設されている。高齢単身世帯が増加する中、入居者間の見守りや生活支援、世代間交流を生み出す住まい方の一つとなっている。

地域医療福祉拠点化の主な3つの取組

地域における医療福祉施設等の充実

高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進

若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進

生活を支える介護サービス基盤の整備

まとめ（区の考え方）

- ・ 本区の75歳以上の人口推計を見ると、令和8年（2026年）頃まで高齢者人口は増加したのち減少に転じ、令和18年（2036年）頃までこの傾向は続いていく。
- ・ 過大な施設の供給は、財政負担の増大や介護人材不足、さらには保険料の上昇を招くことから、適切なサービス量を見極める必要がある。
- ・ 第8期計画のとおり特別養護老人ホーム事業者を公募により募集した結果、令和7年（2025年）4月までに2,086床の定員を確保できる見通しがついた。
- ・ 75歳以上人口が底を打つ令和18年（2036年）時点の特養需要は、上記の定員数を下回る2,074床になると推定される。
- ・ 高齢者の住まいの受け皿は多様な仕組みがある中、特別養護老人ホームについては9期計画における新規整備は不要との方向で検討する。
- ・ 既存施設については長寿命化を目的とした大規模改修への支援を行うと共に老朽化した施設に対しては、移転新設への支援のあり方などを検討する。
- ・ これらにより、在宅生活が難しくなった地域の高齢者の生活を支える介護サービス基盤の整備を継続していく。

3 地域密着型サービスの整備について

生活を支える介護サービス基盤の整備

高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービスについて

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

厚生労働省「第106回社会保障審議会介護保険部会(令和5年2月27日)」資料から引用

【区の取組】

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

高齢者が在宅生活を継続するために必要なサービスと位置づけ、公募を実施に加え、1年間の運営費補助により整備を促進。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

高齢者の在宅サービスを支えるサービスの一つとして、公募を実施し整備を促進。

生活を支える介護サービス基盤の整備

高齢者の在宅サービスを支える地域密着型サービスの一覧

	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機 能型居宅介護	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	個別に在宅サービス を利用した場合（参考）
サービス概要	通い 訪問 宿泊	通い 訪問 宿泊 訪問看護	【24時間】 ・訪問介護 ・訪問看護	【夜間】 ・訪問介護	地域密着通所介護 7～8時間／回、18.7日／月 訪問介護 30分／回、18.7日／月 短期入所（個室） 9.0日／月 （利用日数や利用時間は、厚生労働 省社会保障審議会介護給付費分科会 （第218回）資料中、要介護3の小 規模多機能型居宅介護利用者の平均 値を用いた。）
対象者	要支援 1, 2 要介護 1～5	要介護 1～ 5	要介護 1～5	要介護 1～5	（要介護3を想定し算出）
自己負担額 （月額）	24,735円	27,155円	22,596円	3,192円	34,055円
定員数（上限）	29人	29人	-	-	-

要介護3、1割負担、1級地の場合（いずれも基本額のみ）

利用回数等によるが、在宅サービスを組み合わせて利用する（上表右の参考値）よりも、定額の利用料のサービスである小規模多機能型居宅介護等の方が安価となる場合がある。

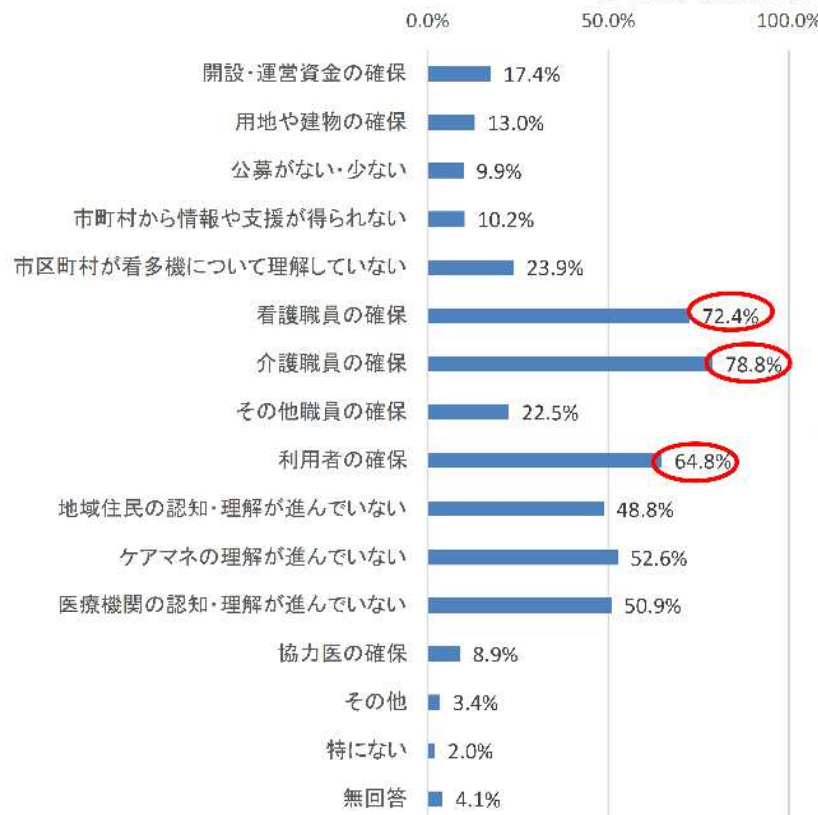
生活を支える介護サービス基盤の整備

看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設・運営に関する困難

- 開設・運営にあたって特に困難を感じることは「看護職員の確保」「介護職員の確保」「利用者の確保」が多い。
- 看取りや重度者に対応するにあたって困難を感じることは、「看護職員の確保が難しい」「夜勤の出来る職員の確保が難しい」「看護職員以外の職員が対応することが難しい」が多い。

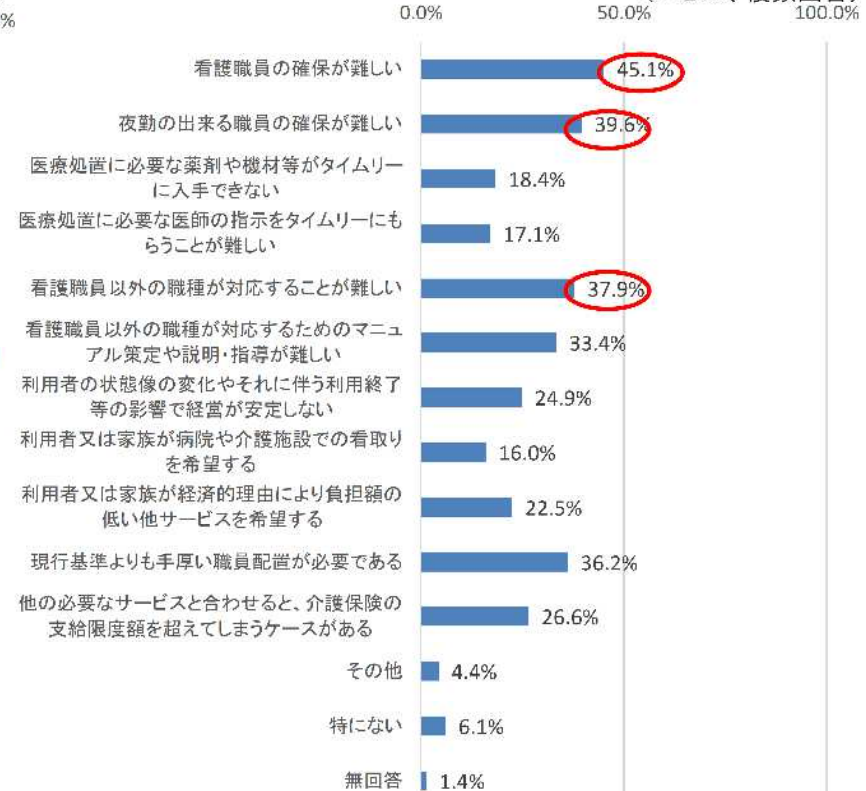
■ 開設・運営にあたって特に困難を感じること

(n=293、複数回答)



■ 看取りや重度者に対応するにあたって困難を感じること

(n=293、複数回答)



令和4年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に向けた調査研究事業」

38

厚生労働省「第218回社会保障審議会介護給付費分科会(令和5年6月28日)」資料から引用

生活を支える介護サービス基盤の整備

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の参入課題

小規模多機能型居宅介護

- ・資金繰り、テナントの確保等が企業体力的に厳しい。
- ・ケアプランが居宅から小規模多機能に移動し、ケアマネジャーが変更となるため、利用者が利用を躊躇することが多い。
- ・参入に当たってのノウハウがない。

看護小規模多機能型居宅介護

- ・サービスの内容がわかりづらい。
- ・資金の調達が困難。
- ・職員（特に看護師）の確保が困難。
- ・土地、建物のイニシャルコストやランニングコストが高い。
- ・参入に当たってのノウハウがない。

（介護保険サービス事業者調査P221,222）

- ・上記の各サービスは、介護事業者にとって参入・運営へのハードルが高い。
- ・地域に求められるサービスの整備を促進するため、公募を実施するとともに、空白圏域には区独自の運営費補助を実施した。

生活を支える介護サービス基盤の整備

高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービスの第8期期間中の整備状況

		R3年度	R4年度	R5年度	3年間の整備数
小規模多機能型居宅介護	区内施設数	14か所	13か所	14か所	+1か所
	定員数	386人	361人	390人	+4人
看護小規模多機能型居宅介護	区内施設数	0か所	2か所	2か所	+2か所
	定員数	0人	54人	54人	+54人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	区内施設数	3か所	4か所	4か所	+1か所
夜間対応型訪問介護	区内施設数	2か所	3か所	3か所	+1か所

R3年度、R4年度の施設数は各年度の年度末時点。R5年度は整備予定も含む

8期期間中に公募を実施し、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護をそれぞれ1施設、看護小規模多機能型居宅介護を2施設整備した。

生活を支える介護サービス基盤の整備

日常生活圏域別配置図



日常生活圏域ごとの整備状況

小規模多機能型居宅介護

15圏域中11圏域に設置

看護小規模多機能型居宅介護

15圏域中 2 圏域に設置（松江北、小松川平井）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

15圏域中 4 圏域に設置

（北小岩、松江北、松江南、船堀）

夜間対応型訪問介護

15圏域中 3 圏域に設置（北小岩、松江北、船堀）

（令和5年8月現在）

生活を支える介護サービス基盤の整備

整備に当たっての課題

- ・区は、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護を、日常生活圏域ごとのニーズに合わせて整備することを目標としている。
- ・しかしながら、これらのサービスは、土地・建物のコストや人材の確保、事業に関する経験不足などを理由に、参入が難しいと考える介護事業者も少なくない。
- ・このため、第8期期間においては、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については公募により事業者を募集したほか、空白圏域には区独自の運営費補助を実施し、整備を促してきた。
- ・第9期計画期間においても、多くの高齢者が望む在宅生活の継続のため、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護をはじめ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護の整備を検討していく必要がある。
- ・また、これらのサービスが普及していくよう、制度の周知を継続していく必要がある。

目次

- 1 高齢者の住まいを取り巻く状況
- 2 住まいと生活の一体的支援
- 3 江戸川区の取組（支援策）

1 高齢者の住まいを取り巻く状況

住まいと生活の一体的支援

高齢者に関する住まいの問題は、江戸川区だけではなく全国的な課題であり、「全世代型社会保障構築会議」や「第9期介護保険事業計画の基本指針」にも言及されている。

江戸川区の状況

85歳以上人口の増加

高齢者の単身世帯・夫婦のみ世帯の増加

高齢者の5割以上が「在宅生活」を希望（熟年者の健康と生きがいに関する調査P91）

内閣府

全世代型社会保障構築会議

独居高齢者、生活困窮者をはじめとする地域住民が安心して生活できるよう、入居後の総合的な生活支援を含めた住まいが確保される環境整備が必要。

住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、支援対象者の具体的なニーズや各地域の活用可能な資源等を踏まえ、住宅の質の確保や既存制度の整理も含め、必要な制度的対応を検討すべき。

入居者だけでなく、大家の安心という視点も含めて、入居後の支援について一体的に検討する必要がある。

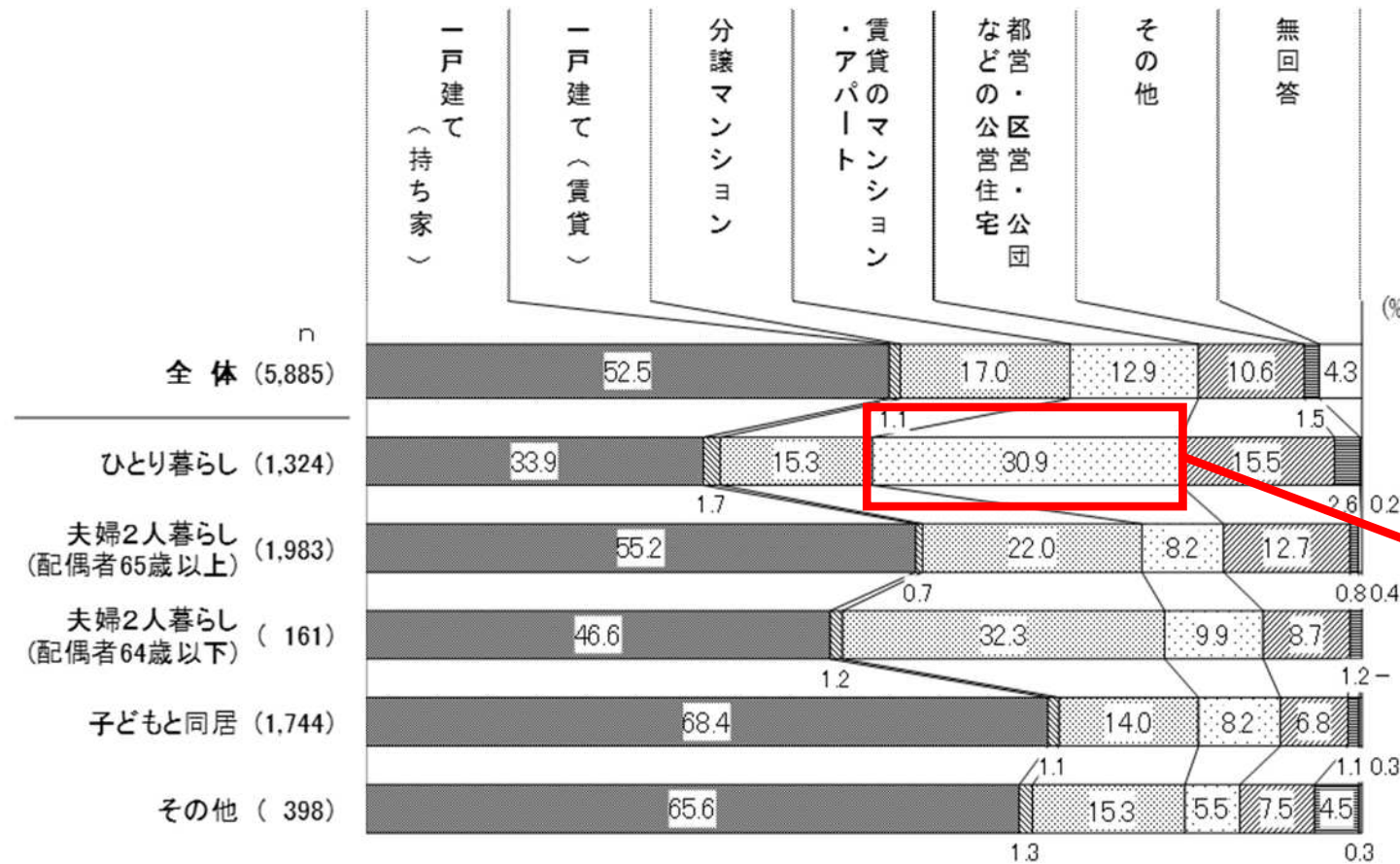
基本指針

地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性を記載

高齢者に対し、単に「住む場所」を提供するだけでなく、「社会とのつながり」を持ちながら安心して生活を営めるような、総合的な支援や地域で支え合える体制づくりが求められている。

住まいと生活の一体的支援

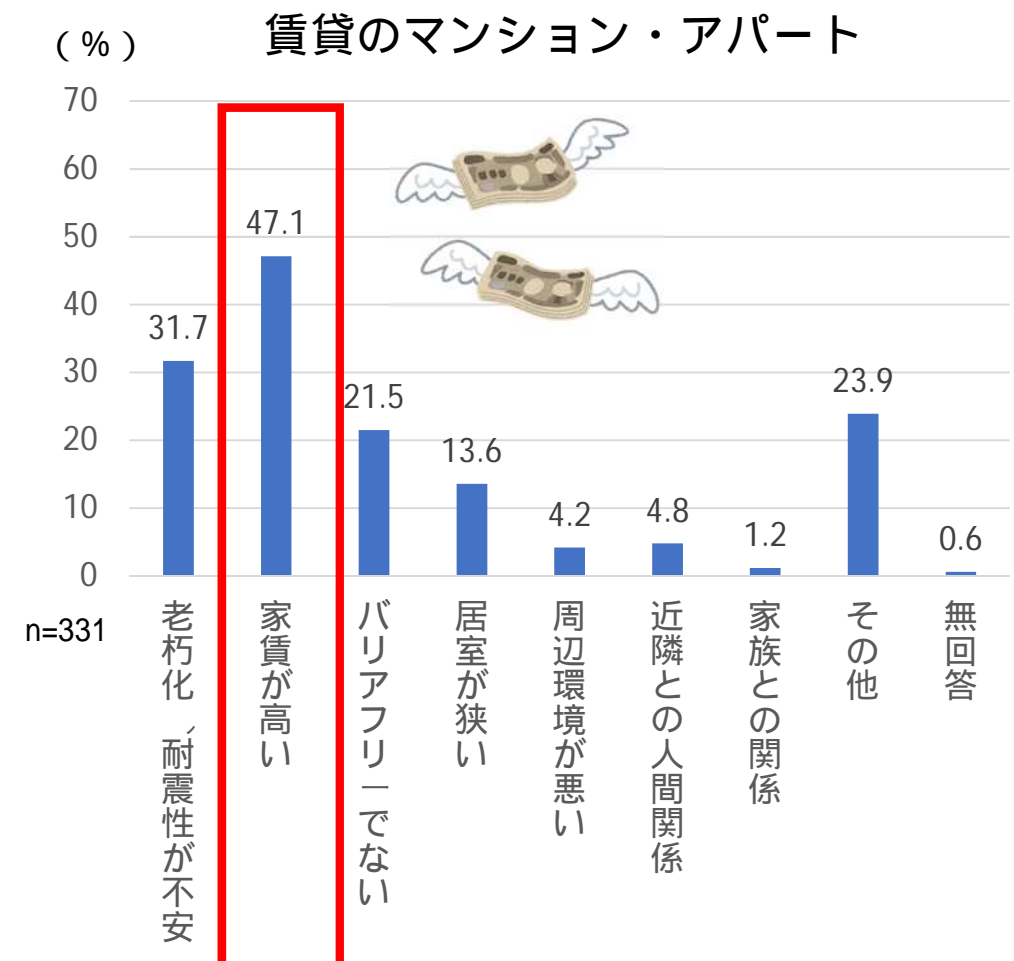
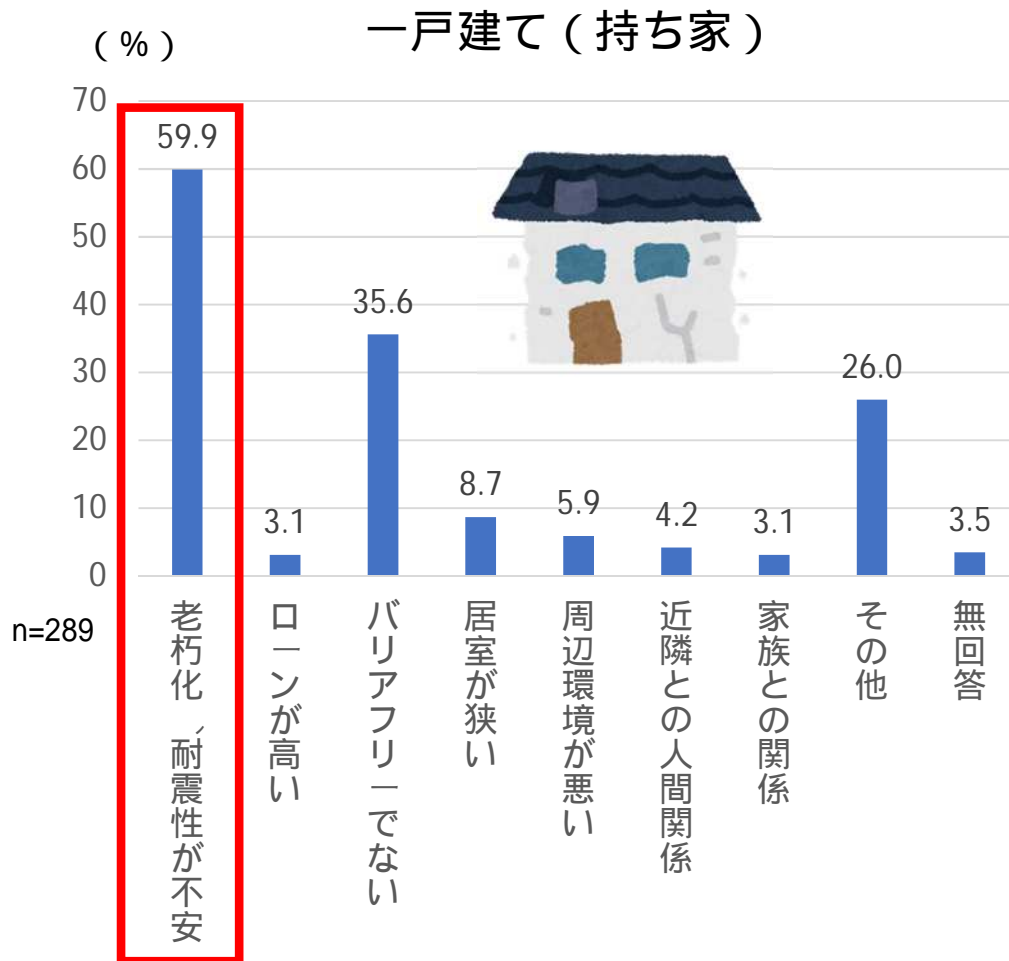
区内の高齢者の住まいの実態は、いずれの世帯構成も「一戸建て（持ち家）」が高くなっているが、ひとり暮らし・夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）でその割合は5割を下回っている。一方で、ひとり暮らしでは「賃貸のマンション・アパート」が「30.9%」と他の世帯構成に比べて高くなっている。



高齢者のひとり暮らしが増えると、賃貸住宅に住む高齢者が増加していくと推測される。

住まいと生活の一体的支援

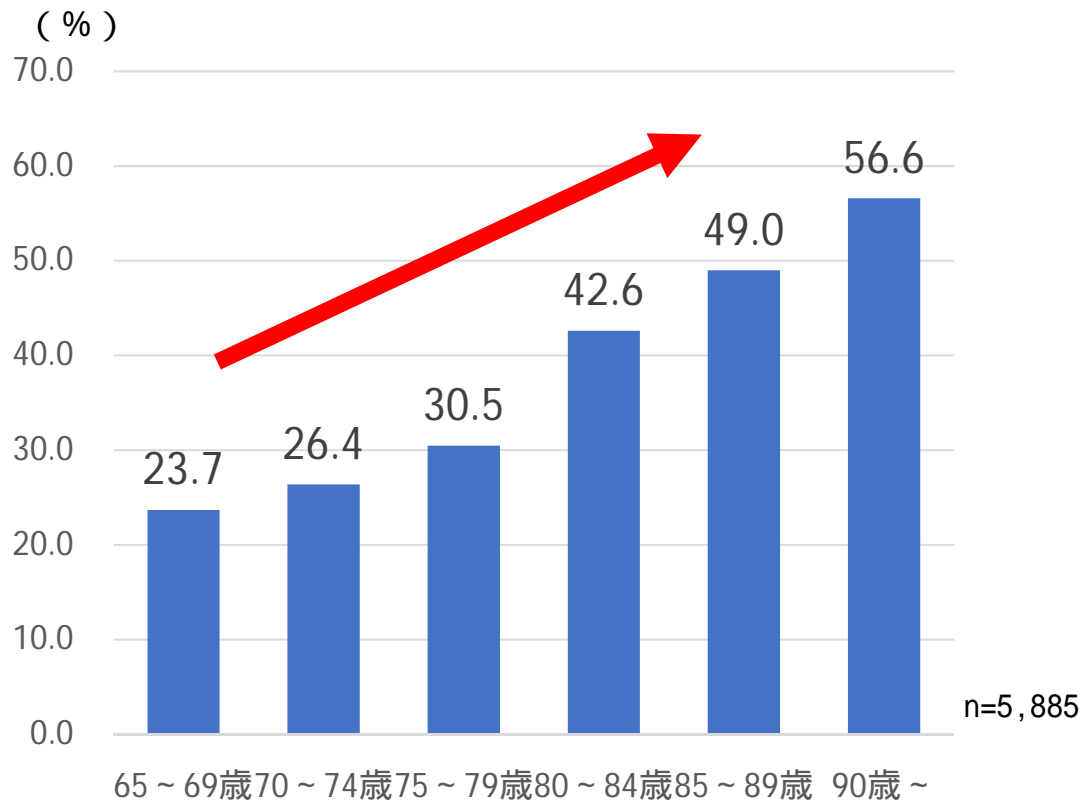
現在の住まいに今後も住み続けられるかという設問で「今後、住み続けられない」と回答した方に、その理由をたずねたところ、戸建て（持ち家）の世帯では「老朽化、耐震性が不安」が、賃貸のマンション・アパートの世帯では「家賃が高い」が1番多くなっている。



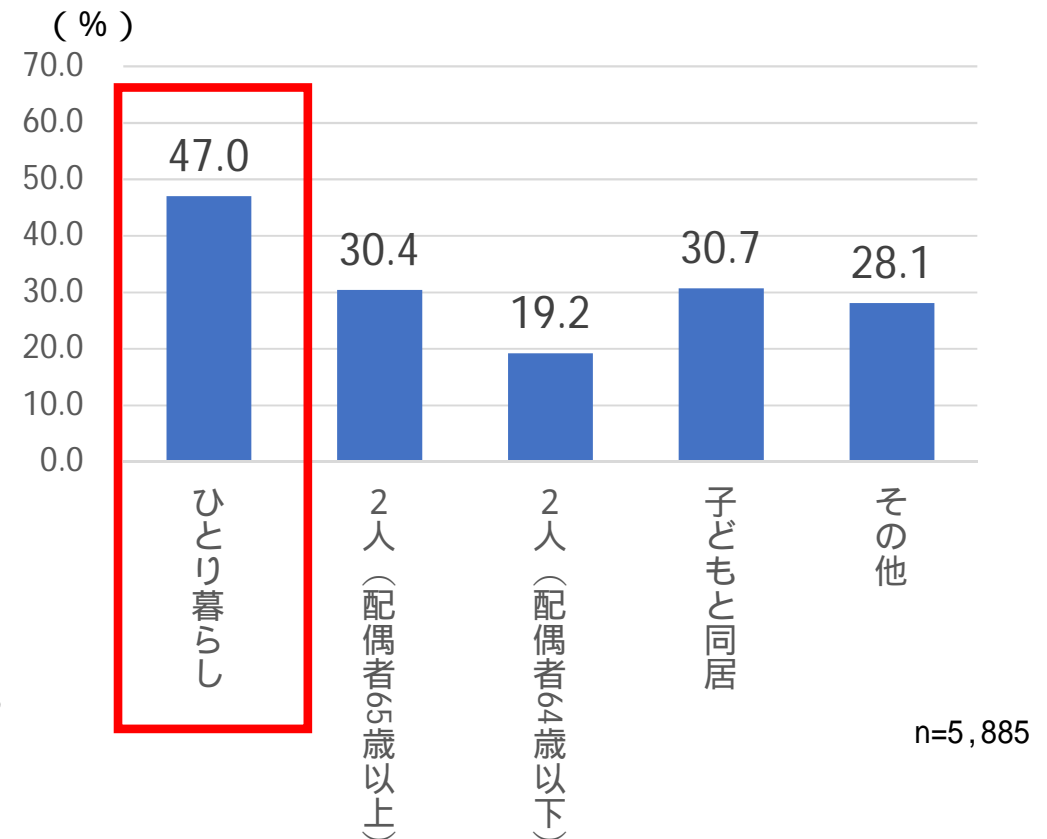
住まいと生活の一体的支援

日常生活の中、手助けしてほしいことがあるかという設問で「手助けしてほしいことがある」は、年齢が高くなるほど増加し、世帯構成別ではひとり暮らしが「47.0%」と最も高くなっている。

手助けしてほしいことがある（年齢別）



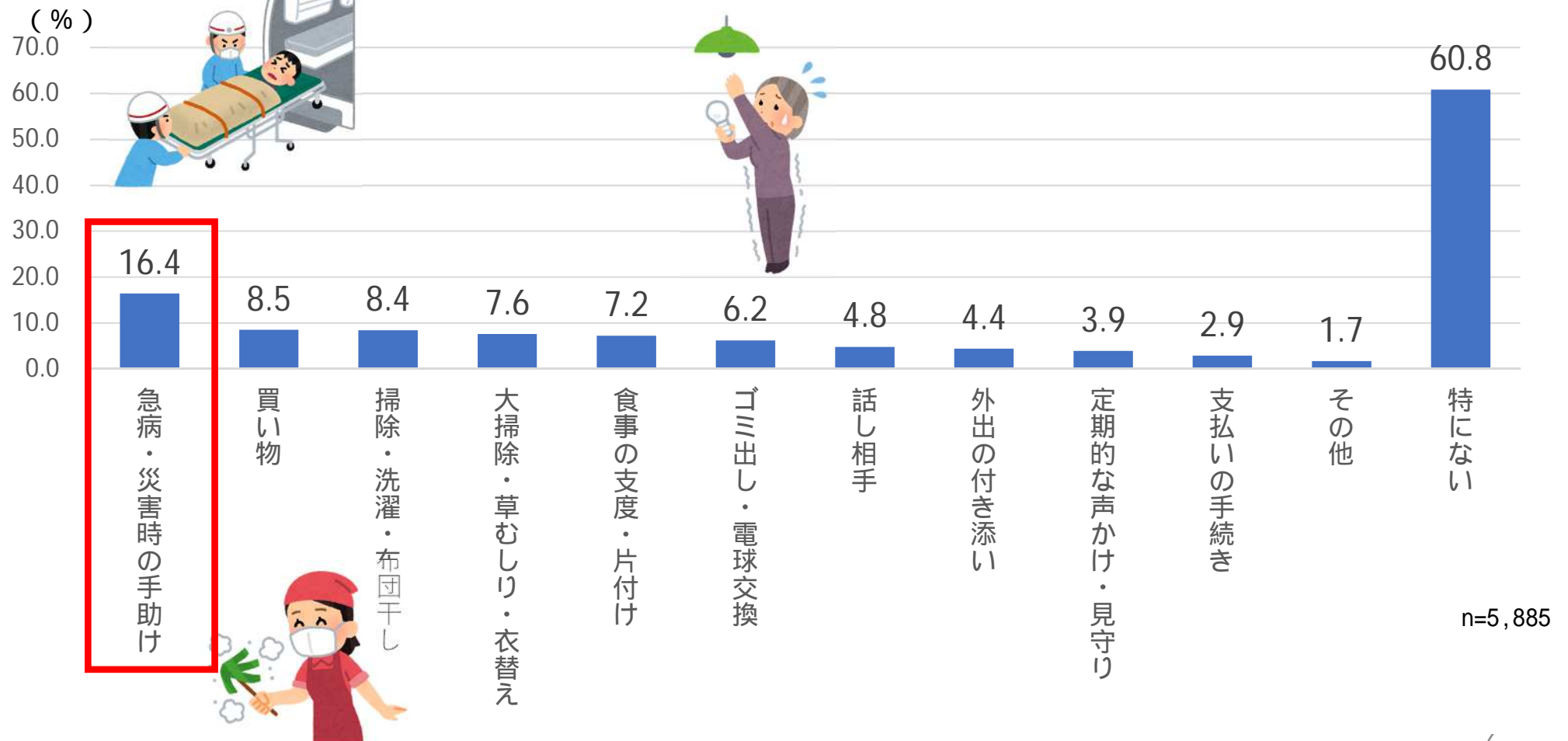
手助けしてほしいことがある（世帯構成別）



住まいと生活の一体的支援

手助けしてほしい内容としては、「急病・災害時の手助け」が16.4%で最も多く、次いで「買い物」が8.5%、「掃除・洗濯・布団干し」が8.4%などとなっている。

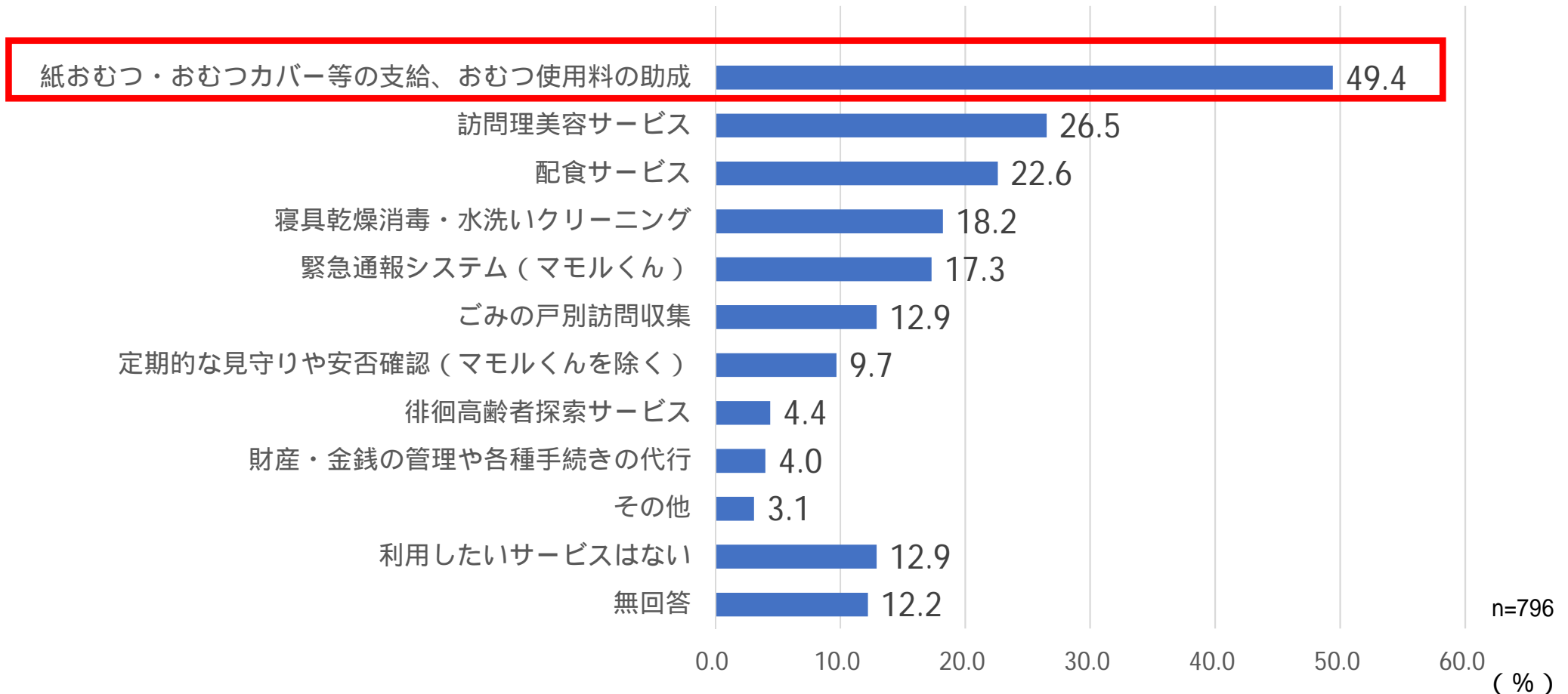
日常生活の中で手助けしてほしいと思うこと



住まいと生活の一体的支援

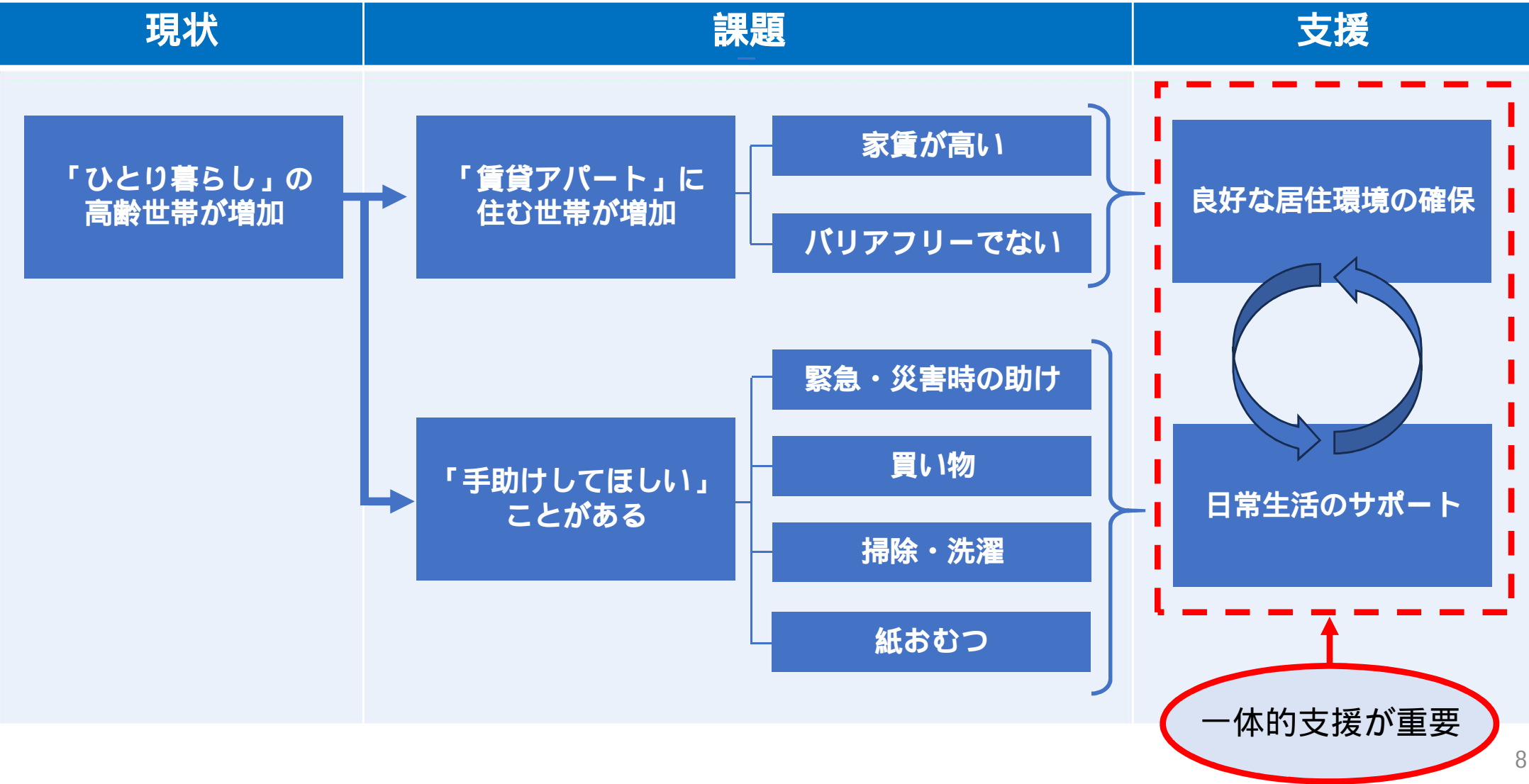
在宅で要介護認定を受けている方が、区が実施する介護保険以外のサービスで利用したいものは、「紙おむつ・おむつカバー等の支給」が49.4%で最も多く、次いで「訪問理美容サービス」が26.5%となっている。

今後利用したい介護保険以外のサービス



住まいと生活の一体的支援

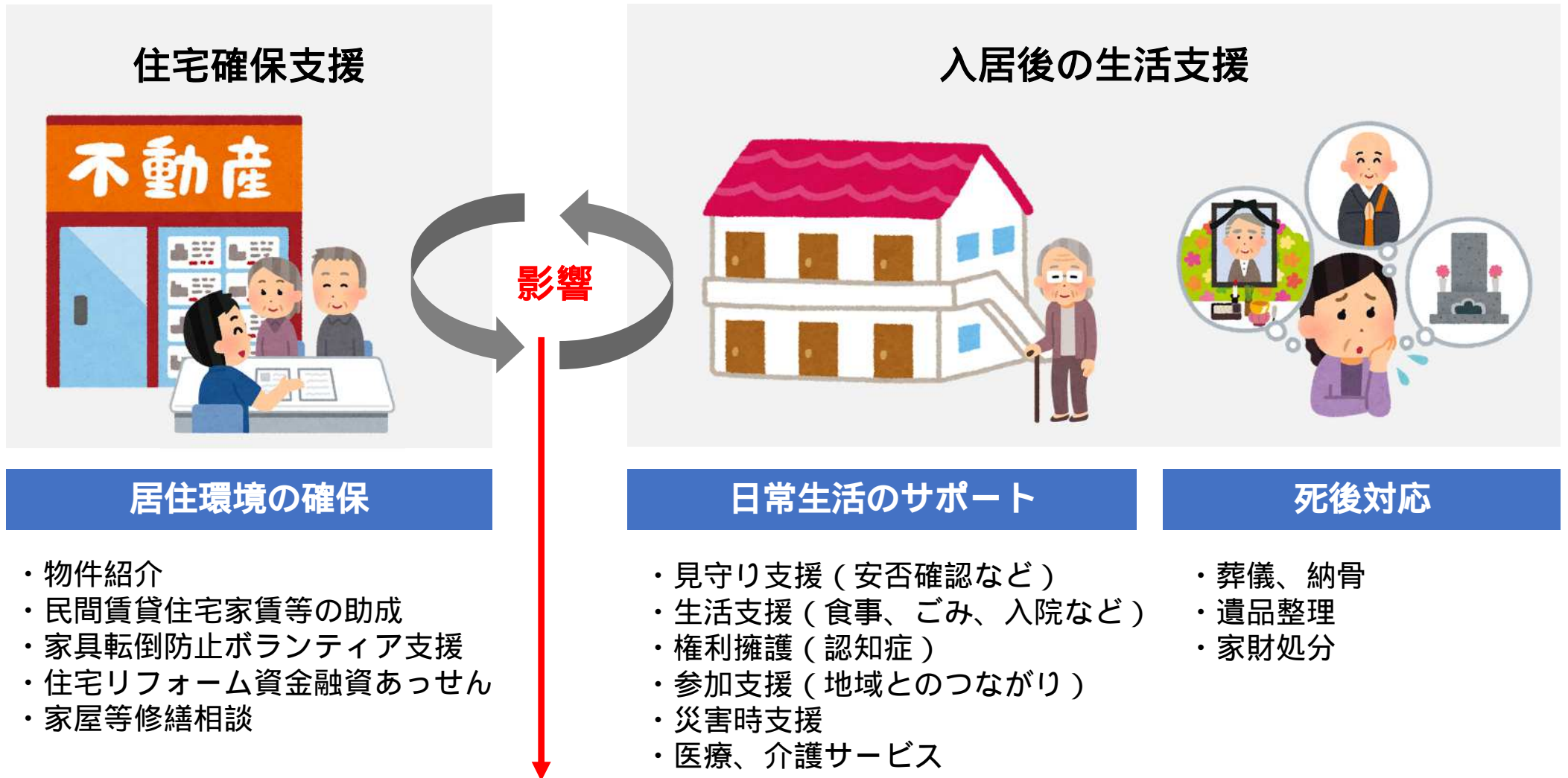
高齢単身世帯が増える中、基礎調査から見える課題や国の基本指針などを踏まえ、住まいと生活の一体的支援を行うことが重要である。



2 住まいと生活の一体的支援

住まいと生活の一体的支援

高齢者の入居後の生活が安定すれば、大家が安心して住宅が借りやすくなるなど、「住宅確保支援」と「入居後の生活支援」は相互に影響しており、一体的に支援する必要がある。

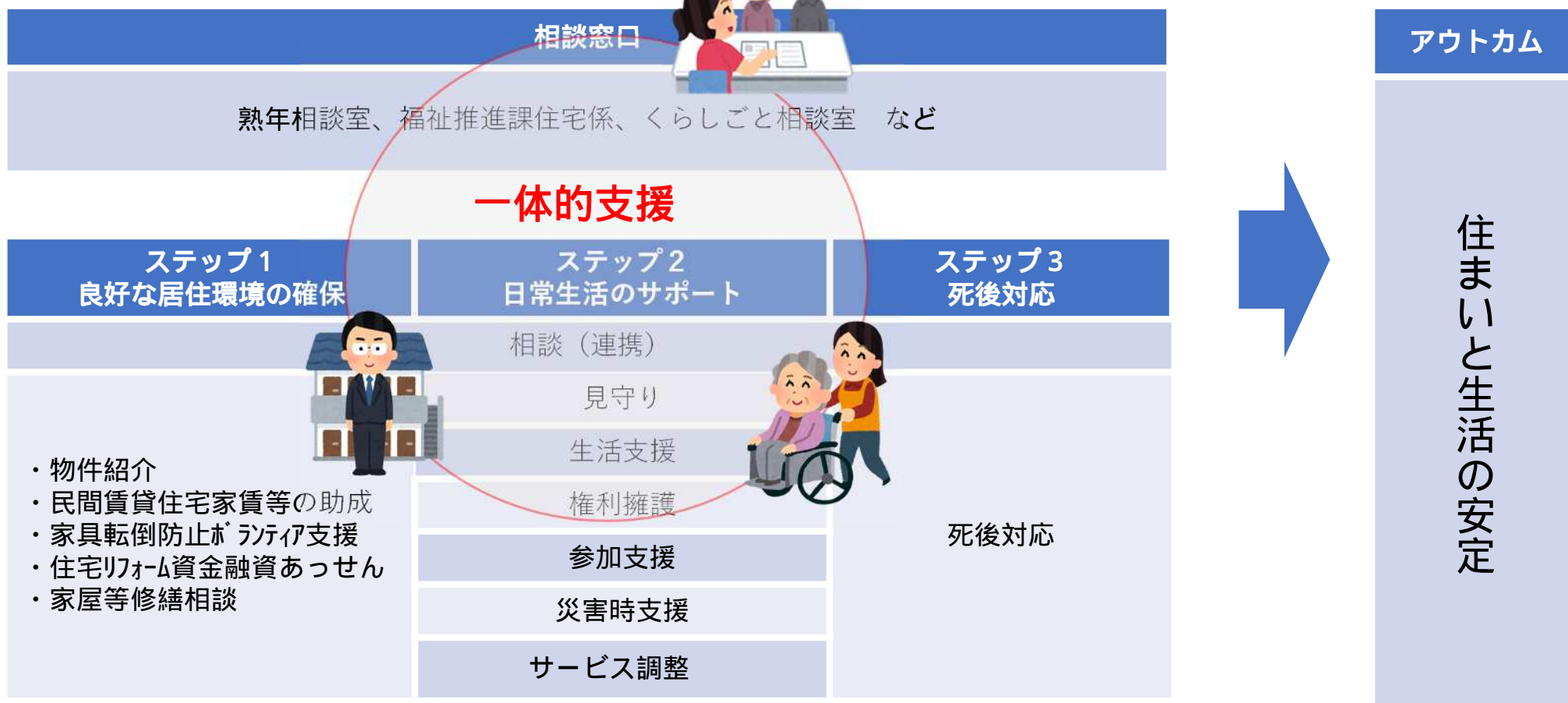


高齢者の入居後の生活が安定していれば、貸主も安心して貸せる好循環となる

住まいと生活の一体的支援

住まいと生活の一体的な支援の全体像

「良好な居住環境の確保」「日常生活のサポート」「死後対応」といった場面において、住宅と福祉に携わる関係者が、それぞれの専門性を活かしながら連携して一体的な支援を行うことが、住まいと生活の安定につながる。



医療保険、介護保険、障害福祉サービス、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度など、制度で個別給付されるもの（ケアマネジャーやケースワーカーなどがつくものもある）。

3 江戸川区の取組（支援策）

住まいと生活の一体的支援



相談窓口

熟年相談室

熟年者の総合的な相談窓口である「熟年相談室」で、介護や認知症の相談から住まいに関する相談まであらゆる相談に対応している。

熟年相談室での住まいに関する相談件数

	R3	R4	R5
相談件数【全件数】(R5見込)	7,713件【67,737件】	7,795件【69,900件】	7,870件【72,000件】

福祉推進課住宅係

公営住宅、家屋修繕などの住宅相談、情報提供を行い、居住支援協議会の事務局も務める。

くらしごと相談室

自立相談支援事業

	R3	R4	R5
相談延件数(R5見込)	16,785件	16,220件	13,587件

住宅確保給付金

	R3	R4	R5
相談延件数(R5見込)	9,045件	4,265件	2,370件

一時生活支援事業

	R3	R4	R5
相談件数(R5見込)	30件	38件	21件

家計改善支援事業

	R3	R4	R5
相談延件数(R5見込)	87件	152件	186件

就労準備支援事業

	R3	R4	R5
相談件数(R5見込)	13件	25件	9件

住まいと生活の一体的支援

ステップ1 良好な居住環境の確保

民間賃貸住宅家賃等の助成

	R3	R4	R5
計画値	155件	150件	145件
実績値(R5見込)	138件	122件	119件

住まいのボランティア件数

	R3	R4	R5
計画値	10件	10件	10件
実績値(R5見込)	2件	7件	2件

熟年者に親切なお店支援件数

	R3	R4	R5
計画値	75件	75件	75件
実績値(R5見込)	250件	153件	150件

家具転倒防止ボランティアへの支援

	R3	R4	R5
計画値	60件	60件	60件
実績値(R5見込)	71件	15件	41件

家屋等修繕相談

	R3	R4	R5
計画値	220件	220件	220件
実績値(R5見込)	292件	202件	193件

住まいの改造助成（持ち家支援）

	R3	R4	R5
計画値	155件	155件	155件
実績値(R5見込)	116件	117件	150件

戸建住宅耐震改修工事助成（持ち家支援）

	R3	R4	R5
計画値	40件	40件	40件
実績値(R5見込)	36件	24件	38件

S 56.5以前の建築物を対象としていたが、令和4年から
S 56.6- H 12.5の建築物も対象とした制度拡充を実施

住宅リフォーム資金融資あっせん事業

	R3	R4	R5
実績値(R5見込)	17件	8件	8件

住まいと生活の一体的支援

ステップ2 日常生活のサポート（見守り）

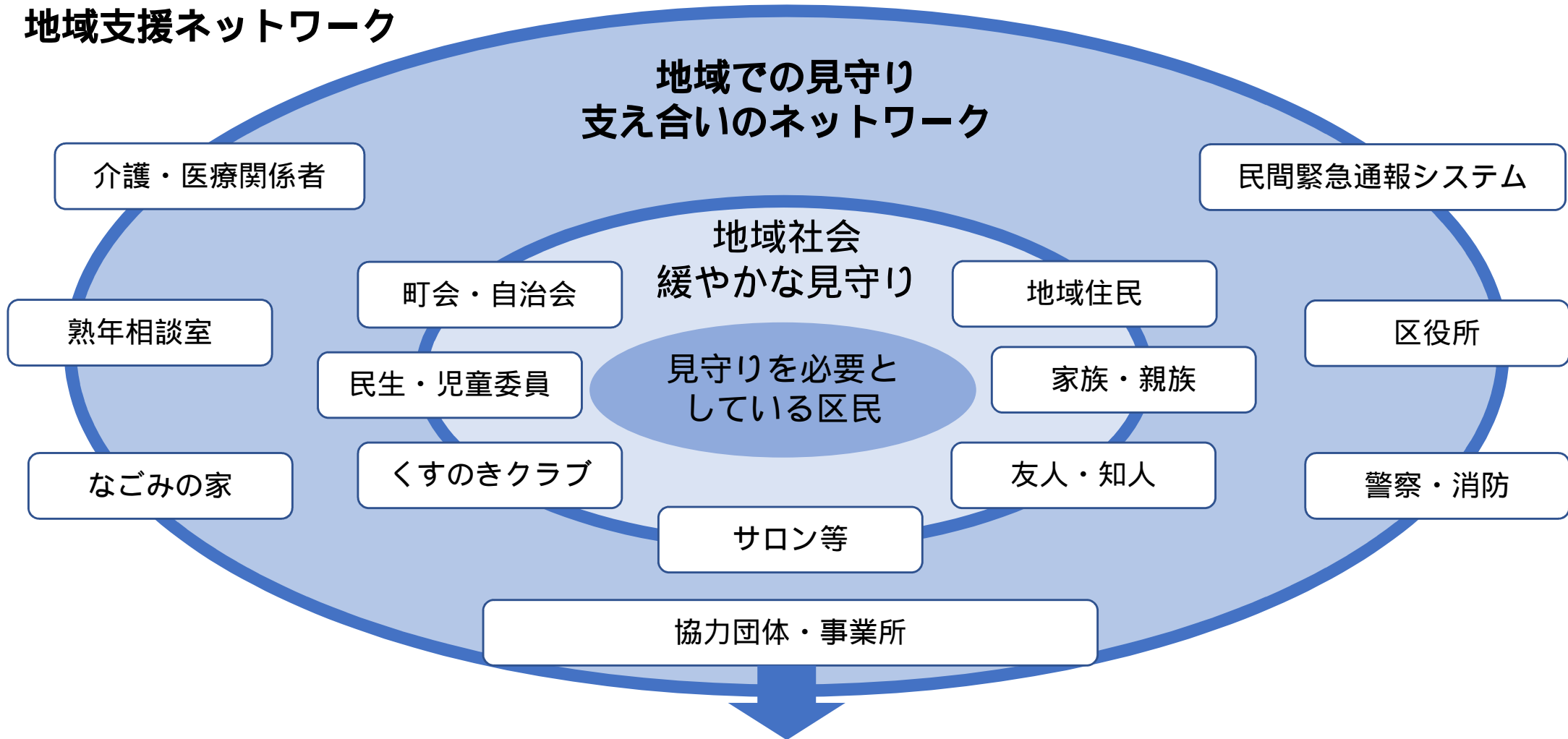
地域支援ネットワークの構築

子どもから高齢者まで障害の有無にとらわれず、全ての人々が安心して住み続けることができる「地域共生社会」を実現するため、地域での見守り・支え合いの「地域支援ネットワーク」を構築し、区、なごみの家、熟年相談室、民生・児童委員や協力事業者が連携をとり、見守り活動を推進している。

民生・児童委員による見守り	訪問調査	目配り訪問	相談 など
熟年相談室による見守り	総合相談 地域の見守り団体の後方支援	目配り訪問	安否確認 など
なごみの家による見守り	なんでも相談 地域の見守り団体の後方支援	見守り訪問	見守りキーホルダー など
区民による見守り	気づき・声かけ 地域の見守り団体の活動	ふれあい訪問員	など
協力団体・事業所等による見守り	気づき・声かけ	区や熟年相談室との連携	など
機械による見守り	緊急通報システム「マモルくん」		

住まいと生活の一体的支援

地域支援ネットワーク



医師会、歯科医師会、薬剤師会、弁護士会、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー協会、連合町会連絡協議会、人権擁護委員会、民生・児童委員協議会、熟年者施設連絡会、ケアマネジャー協会、訪問看護ステーション連絡会、訪問介護事業者連絡会、地域密着型サービス事業者連絡会、くすのきクラブ連絡会、ふれあい訪問員、シルバー人材センター、江戸川みまもり隊、公衆浴場生活衛生同業組合、新聞販売同業組合、仕出し弁当組合、牛乳商業組合、ヤクルト販売、郵便局、東京電力、東京ガス、東京都水道局、東京都住宅供給公社、生活協同組合、生命保険会社、信用金庫、理容組合、美容組合、建築士会、えどがわっ子食堂ネットワーク、安心生活センター

住まいと生活の一体的支援

ステップ2 日常生活のサポート（生活支援）

配食サービス

一般食	R3	R4	R5
計画値	430人 / 月 142,480食	440人 / 月 153,880食	440人 / 月 166,190食
実績値(R5見込)	478人 / 月 128,724食	510人 / 月 137,208食	556人 / 月 150,261食
特別食	R3	R4	R5
計画値	270人 / 月 75,100食	260人 / 月 73,590食	260人 / 月 72,120食
実績値(R5見込)	219人 / 月 57,152食	190人 / 月 49,066食	177人 / 月 50,261食

紙おむつ支給（上段）、おむつ使用料の助成（下段）

	R3	R4	R5
計画値	80,370人 6,400件	83,990人 6,450件	87,770人 6,500件
実績値(R5見込)	75,395人 5,291件	76,906人 5,185件	80,659人 5,449件

徘徊探索サービス

	R3	R4	R5
計画値	960人	980人	1,000人
実績値(R5見込)	638人	756人	876人

ケア機器等の給付・助成

歩行車	R3	R4	R5
計画値	520件	530件	550件
実績値(R5見込)	587件	673件	605件
補聴器	R3	R4	R5
計画値	230件	240件	240件
実績値(R5見込)	243件	339件	340件

寝具乾燥消毒等サービス

寝具乾燥消毒	R3	R4	R5
計画値	1,090人	1,100人	1,110人
実績値(R5見込)	794人	778人	789人
水洗い	R3	R4	R5
計画値	210人	210人	210人
実績値(R5見込)	197人	190人	210人

福祉理美容サービス

	R3	R4	R5
計画値	1,510人	1,530人	1,540人
実績値(R5見込)	1,486人	1,535人	1,509人

住まいと生活の一体的支援

ステップ2 日常生活のサポート（生活支援）

ごみの戸別訪問収集の実施

	R3	R4	R5
計画値	1,100世帯	1,136世帯	1,171世帯
実績値(R5見込)	1,326世帯	1,354世帯	1,400世帯

消費者相談件数

	R3	R4	R5
計画値	4,500件	4,500件	4,500件
実績値(R5見込)	3,965件	4,170件	4,400件

熟年者被害未然防止のための講師派遣回数

	R3	R4	R5
計画値	20回	20回	20回
実績値(R5見込)	10回	16回	16回

リズム運動会場での啓発実施回数

	R3	R4	R5
計画値	40回	40回	40回
実績値(R5見込)	39回	40回	40回



生活福祉資金の貸付

	R3	R4	R5
計画値	継続	継続	継続
実績値(R5見込)	74件	122件	120件

不動産担保型生活資金の貸付

	R3	R4	R5
計画値	継続	継続	継続
実績値(R5見込)	7件	7件	7件

安心生活サポート事業（契約件数）

	R3	R4	R5
計画値	95件	95件	100件
実績値(R5見込)	87件	109件	130件

入院時サポート事業

	R3	R4	R5
計画値	10件	15件	20件
実績値(R5見込)	1件	4件	5件

おひとり様支援事業

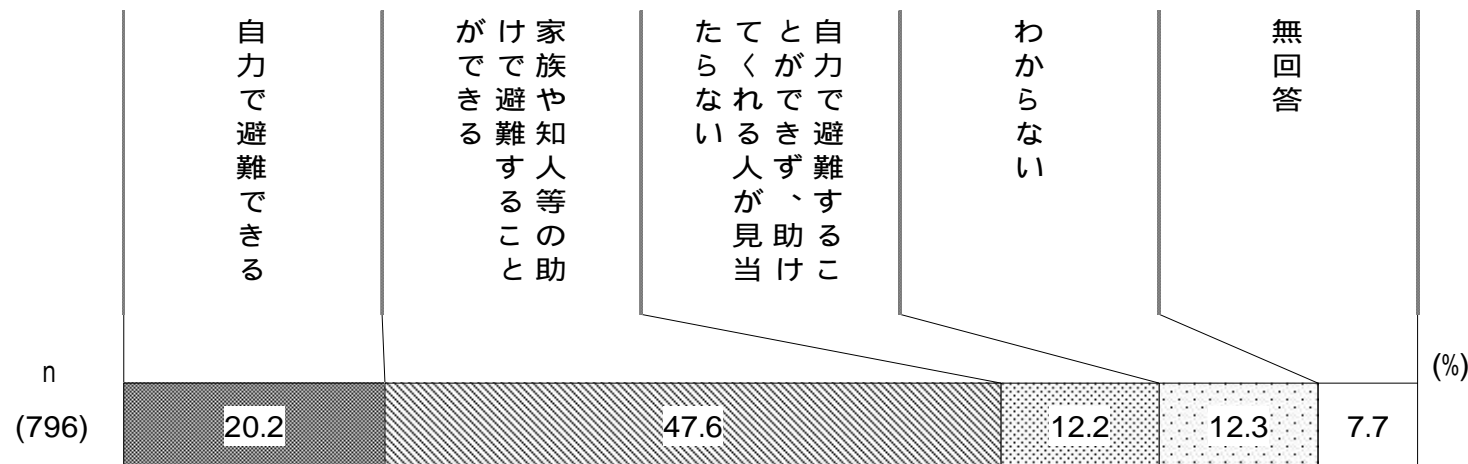
	R3	R4	R5
計画値	10件	15件	20件
実績値(R5見込)	4件	29件	35件

ステップ2 日常生活のサポート（生活支援）

避難行動要支援者への支援

災害時に支援を必要とする避難行動要支援者を受け入れるため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等48施設と避難所としての施設利用に関する災害時協定を締結している。また、その他支援を得られるよう、介護保険サービス提供事業者等との災害時の協定締結を進め、要支援者の安心・安全な避難行動を支援する。今後、協定団体との連携を強化することにより要支援者への支援を充実していく。

災害が起きたとき、あなたは避難することができますか



住まいと生活の一体的支援

ステップ2 日常生活のサポート（権利擁護）

安心生活センター事業

認知症などで判断能力に不安のある高齢者等が地域で安心して生活が送れるよう、権利擁護の中心的な機関として社会福祉協議会内に「安心生活センター」を設置し、福祉サービスの利用相談や手続き支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりといった安心生活サポート事業を始め、成年後見制度の利用促進のための出前講座や区長・親族申立の相談支援等を行っている。

福祉サービスの利用相談や手続き支援件数

	R3	R4	R5
計画値	7,500件	8,200件	9,000件
実績値(R5見込)	5,838件	6,471件	7,100件

成年後見制度区長申立件数

	R3	R4	R5
計画値	80件	85件	90件
実績値(R5見込)	55件	61件	70件

成年後見制度親族申立相談・支援件数

	R3	R4	R5
計画値	1,000件	1,100件	1,200件
実績値(R5見込)	1,143件	1,202件	1,300件

社会福祉協議会による法人後見受任件数

	R3	R4	R5
計画値	55件	70件	80件
実績値(R5見込)	29件	22件	30件

社会福祉協議会による後見監督人受任件数

	R3	R4	R5
計画値	45件	60件	70件
実績値(R5見込)	30件	30件	40件

社会貢献型後見による後見人受任件数

	R3	R4	R5
計画値	50件	70件	80件
実績値(R5見込)	28件	25件	35件

成年後見制度利用支援事業（報酬助成）利用件数

	R3	R4	R5
計画値	123件	143件	163件
実績値(R5見込)	103件	92件	110件

住まいと生活の一体的支援

ステップ2 日常生活のサポート（権利擁護）

高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止に向けて、日頃から熟年相談室をはじめ地域の関係機関や事業者等と連携を図り、早期発見・早期対応に取り組んでおり、虐待通報を受けた際は即座に地域の関係機関と連携し、虐待解消に向けた対応を実施している。

また、被虐待者への継続的な関わりや養護者への支援（助言・指導等）、緊急的な対応である被虐待者の措置など、被虐待者の置かれている状況に応じた対応を実施している。

高齢者虐待への対応

	R3	R4	R5
計画値	継続	継続	継続
実績値(R5見込)	505名	558名	670名

虐待防止リーフレット・ポスターによる啓発

	R3	R4	R5
計画値	継続	継続	継続
実績値(R5見込)	1000件	1000件	500件

権利擁護・高齢者虐待対応にかかる事例検討会、研修等

	R3	R4	R5
計画値	5回	14回	22回
実績値(R5見込)	5回	14回	22回

権利擁護・高齢者虐待対応ケア会議

	R3	R4	R5
計画値	18回	18回	12回
実績値(R5見込)	18回	23回	16回

住まいと生活の一体的支援

ステップ2 日常生活のサポート（認知症施策の推進）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

住まいと生活の一体的支援

5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備等】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
 - ⑧【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討



共生社会の実現の推進に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく

住まいと生活の一体的支援

認知症サポーターの養成

開催数	R3	R4	R5
計画値	100講座	100講座	100講座
実績値(R5見込)	73講座	84講座	100講座
養成数	R3	R4	R5
計画値	3,000人	2,000人	3,000人
実績値(R5見込)	977人	1,747人	3,000人

オレンジ協力隊

	R3	R4	R5
計画値	230団体	280団体	320団体
実績値(R5見込)	182団体	188団体	200団体

認知症ホットライン

	R3	R4	R5
計画値	330件	330件	330件
実績値(R5見込)	451件	513件	550件

講演会(区民向け)

	R3	R4	R5
計画値	75人	75人	75人
実績値(R5見込)	40人	62人	75人

介護者交流会における認知症サポート医による相談回数

	R3	R4	R5
計画値	19回	19回	18回
実績値(R5見込)	19回	19回	18回

初期集中支援チームによる相談延べ人数

	R3	R4	R5
計画値	400人	400人	400人
実績値(R5見込)	255人	302人	350人

認知症あんしん検診

	R3	R4	R5
計画値	1,500人	2,460人	2,460人
実績値(R5見込)	985人	1,537人	2,460人

熟年者緊急短期入所実施事業

	R3	R4	R5
計画値	7人	3人	3人
実績値(R5見込)	2人	2人	0人

認知症徘徊緊急一時保護事業

	R3	R4	R5
計画値	20人	20人	20人
実績値(R5見込)	11人	9人	1人

このほか、若年性認知症の人の活動場所や家族会への支援、相談窓口の設置、就労継続支援事業を実施している。

住まいと生活の一体的支援

ステップ3 死後対応

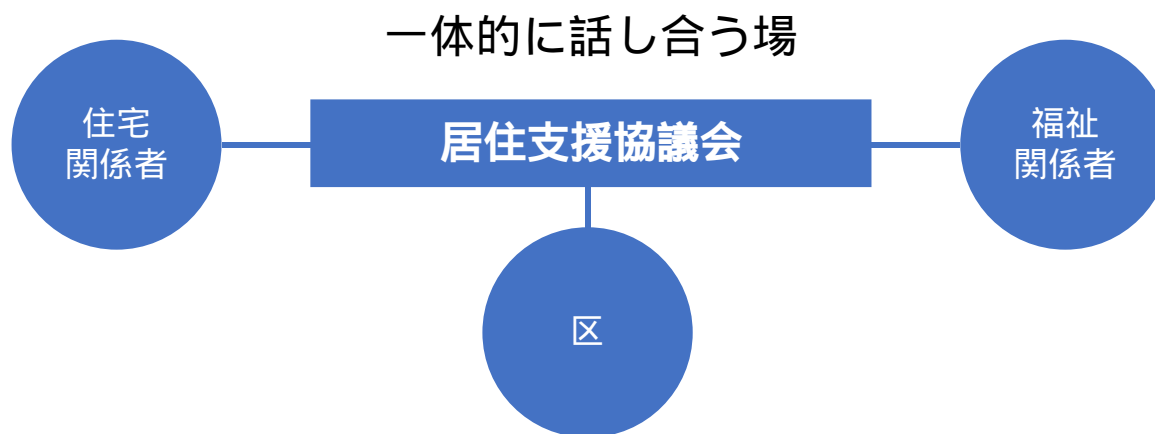
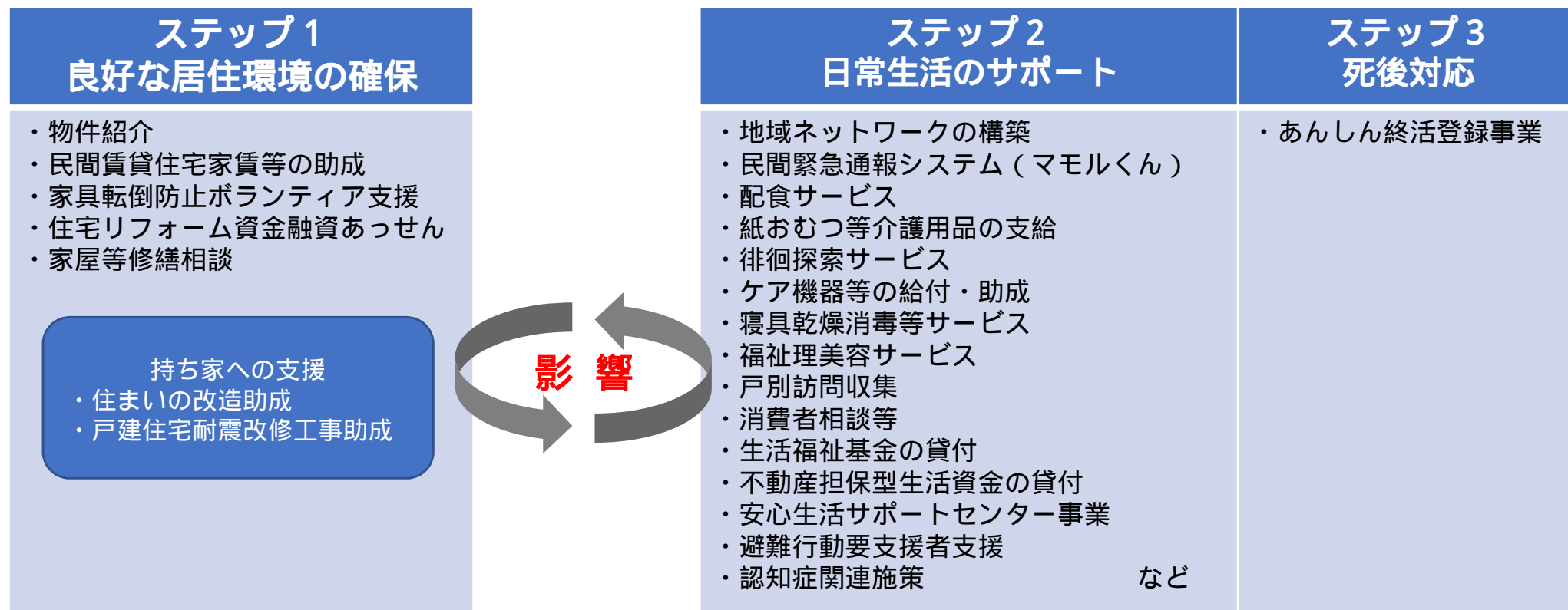


あんしん終活登録事業

事業概要	生前に「終活情報」を登録し、本人が死亡した際、終活情報に基づく指定者から問い合わせがあった場合に、本人に代わって終活情報を伝える事業。
対象	見守りキーホルダーの登録者
登録内容 (終活情報)	登録申請者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本籍 指定開示対象者の氏名又は名称、並びに生年月日、住所、登録申請者との関係等の、指定開示対象者を識別するに足りる情報 登録申請者の死後事務に関する相談先 登録申請者の葬儀等の生前契約先 登録申請者の墓の所在地
事業開始日	令和4年2月
実施主体	江戸川区社会福祉協議会



住まいと生活の一体的支援



住まいと生活の一体的支援

江戸川区居住支援協議会

高齢者の住まいの問題について、総合的に話し合うため、官民一体となった協議の場として居住支援協議会を設立し、空き家等の活用を含めた居住支援策に取り組んでいます。

江戸川区居住支援協議会

目的	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者など）の賃貸住宅の供給の促進、円滑な入居、その他必要な事項について情報交換や協議をする。
構成員	社会福祉協議会・不動産関係団体・居住支援団体・区
取組	住み替え相談会、セミナーの開催（事業者、オーナー向け）、パンフレット（居住支援策）の配布など

居住支援協議会の開催

	R3	R4	R5
計画値	3回	2回	2回
実績値(R5見込)	3回	2回	2回

住宅住み替え相談会の開催

	R3	R4	R5
計画値	8回	8回	8回
実績値(R5見込)	4回	8回	8回

セミナーの開催

	R3	R4	R5
計画値	2回	1回	2回
実績値(R5見込)	2回	1回	1回

住まいと生活の一体的支援

高齢者のひとり暮らし世帯が増えることにより、賃貸住宅に住む高齢者が増加している。

誰もが安心して歳を重ねられるよう、良好な居住環境の確保だけでなく、入居後の生活支援も一体的に実施することが重要。

さまざまな支援策がある中、住まいと生活支援に関わる関係者が連携を取り、効果的な支援を検討していく必要がある。